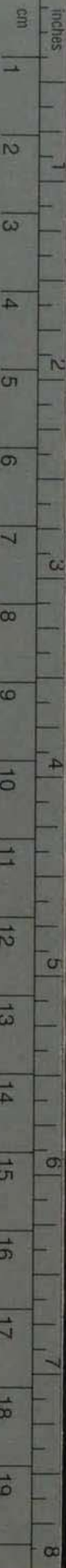


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

- A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Blue patch]	[Cyan patch]	[Green patch]	[Yellow patch]	[Red patch]	[Magenta patch]	[White patch]	[3/Color patch]	[Black patch]

689-129



1200501579913

689
129

事故本

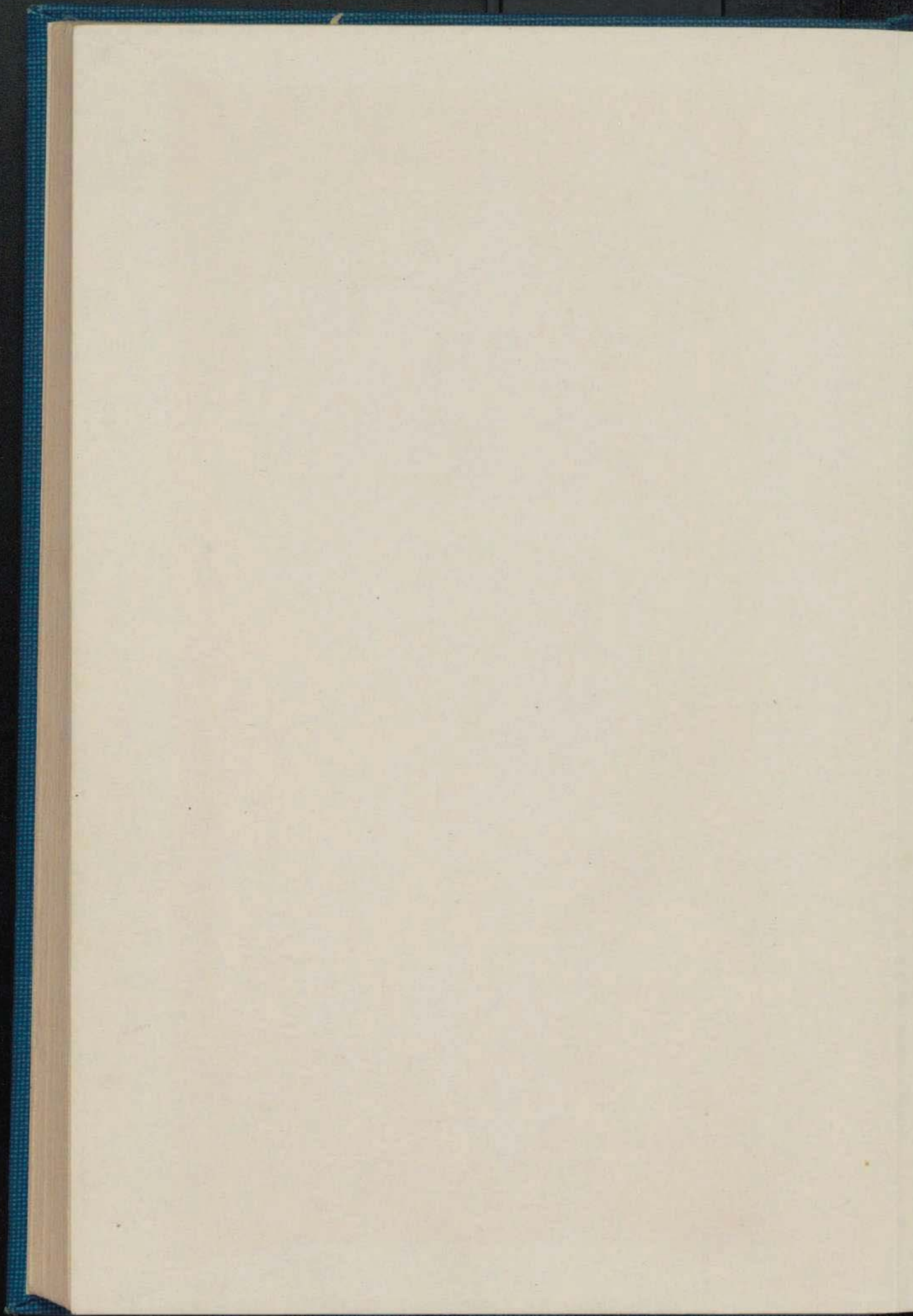
書き込み

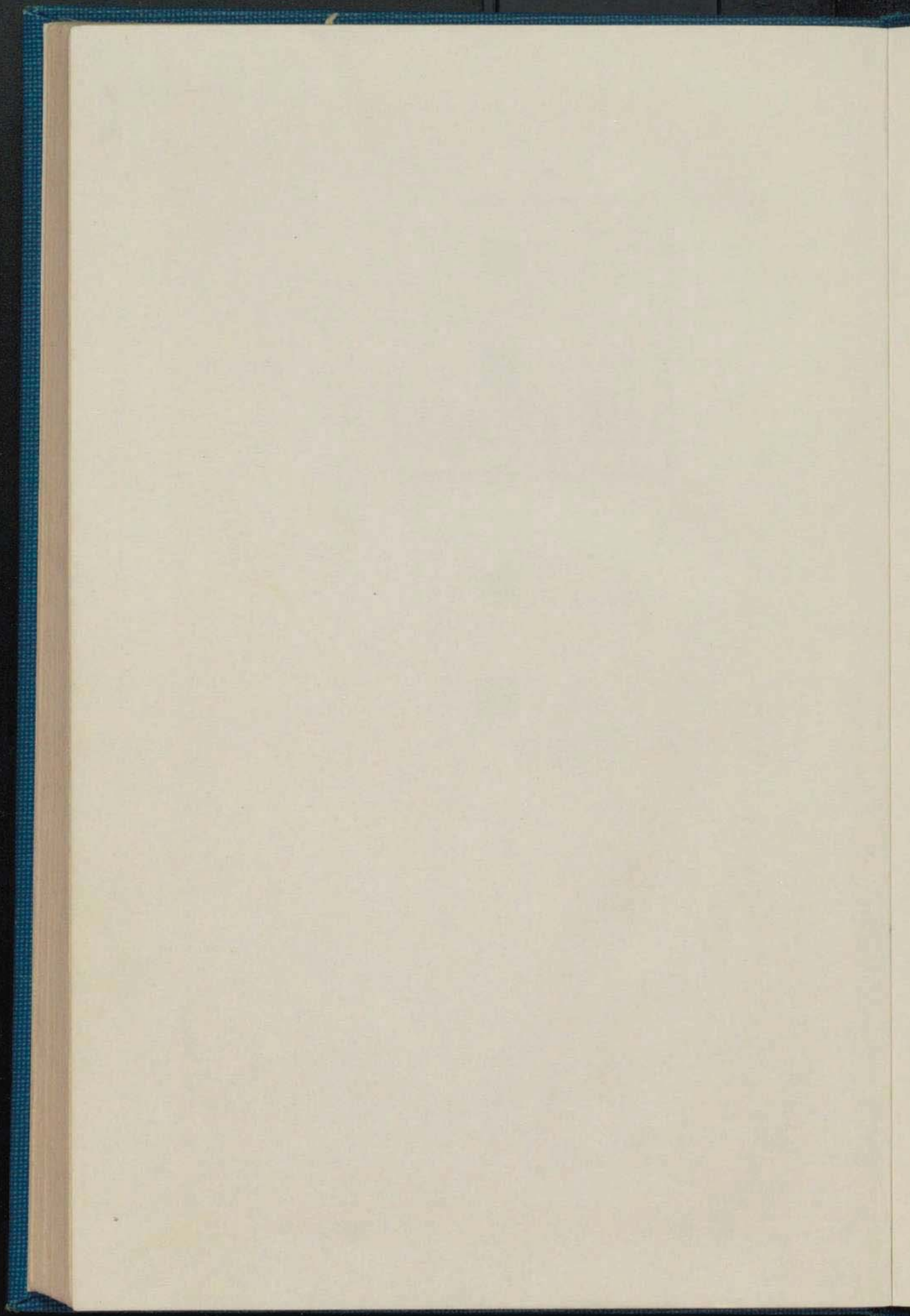
多数あり

(判読可能)

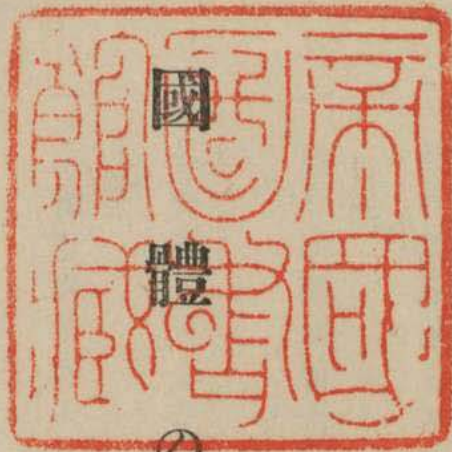
複本あり

2010.3.17





ナ 2L13

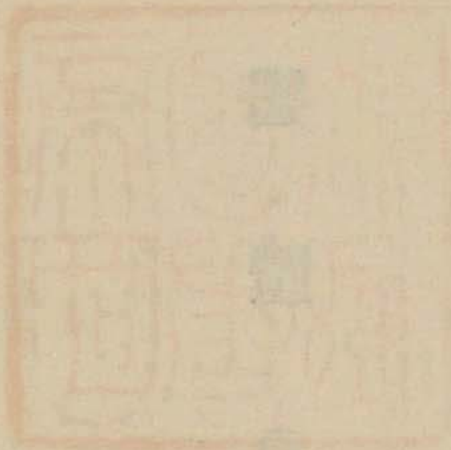


の

本

義





本
道



一、本書は國體を明徴にし、國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した。

一、我が國體は宏大深遠であつて、本書の叙述がよくその眞義を盡くし得ないことを懼れる。

一、本書に於ける古事記、日本書紀の引用文は、主として古訓古事記、日本書紀通釋の訓に従ひ、又神々の御名は主として日本書紀によつた。

1880
1881

Faint, illegible text within a rectangular border, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Vertical strip of text on the right edge of the page, likely a page number or marginal note.

目次

緒言	一
第一 大日本國體	九
一、肇國	九
二、聖德	二一
三、臣節	三二
四、和と「まこと」	五〇
第二 國史に於ける國體の顯現	六三
一、國史を一貫する精神	六三
二、國土と國民生活	八五

目次

二

三、國民性……………九一

四、祭祀と道德……………一〇一

五、國民文化……………一一四

六、政治・經濟・軍事……………一二六

結語……………一四三

國體の本義

緒言

現代思想
本題

我が國は、今や國運頗る盛んに、海外發展のいきほひ著しく、前途彌々多望な時に際會してゐる。産業は隆盛に、國防は威力を加へ、生活は豊富となり、文化の

發展は諸方面に著しいものがある。夙に支那・印度に由來する東洋文化は、我が

國に輸入せられて、かむなご惟神の國體に醇化せられ、更に明治・大正以來、歐米近代文

化の輸入によつて諸種の文物は顯著な發達を遂げた。文物・制度の整備せる、學

術の一大進歩をなせる、思想・文化の多彩を極むる、萬葉歌人をして今日にあら

しめば、再び「御民吾生ける驗あり天地の榮ゆる時にあへらく念へば」と謳ふで

あらう。明治維新の鴻業により、舊來の陋習を破り、封建的束縛を去つて、國民

はよくその志を遂げ、その分を竭くし、爾來七十年、以て今日の盛事を見るに至つた。

併しながらこの盛事は、靜かにこれを省みるに、實に安穩平靜のそれに非ずして、内に外に波瀾萬丈、發展の前途に幾多の困難を藏し、隆盛の内面に混亂をつんでゐる。即ち國體の本義は、動もすれば透徹せず、學問・教育・政治・經濟その他國民生活の各方面に幾多の缺陷を存し、伸びんとする力と混亂の因とは錯綜表裏し、燦然たる文化は内に薰^{くん}_い^うを併せつゝみ、こゝに種々の困難な問題を生じてゐる。今や我が國は、一大躍進をなさんとするに際して、生彩と陰影相共に現れた感がある。併しながら、これ飽くまで發展の機であり、進歩の時である。

我等は、よく現下内外の真相を把握し、據つて進むべき道を明らかにすると共に、奮起して難局の打開に任じ、彌^や國運の伸展に貢獻するところがなければならぬ。

現今我が國の思想上・社會上の諸弊は、明治以降餘りにも急激に多種多様な歐米の文物・制度・學術を輸入したために、動もすれば、本を忘れて末に趨り、嚴正な批判を缺き、徹底した醇化をなし得なかつた結果である。抑、我が國に輸入せられた西洋思想は、主として十八世紀以來の啓蒙思想であり、或はその延長としての思想である。これらの思想の根柢をなす世界觀・人生觀は、歴史的考察を缺いた合理主義であり、實證主義であり、一面に於て個人に至高の價値を認め、個人の自由と平等とを主張すると共に、他面に於て國家や民族を超越した抽象的な世界性を尊重するものである。従つてそこには歴史的全體より孤立して、抽象化せられた個々獨立の人間とその集合とが重視せられる。かゝる世界觀・人生觀を基とする政治學說・社會學說・道德學說・教育學說等が、一方に於て我が國の諸種の改革に貢獻すると共に、他方に於て深く廣くその影響を我が國本來の思想・文化に與へた。

我が國の啓蒙運動に於ては、先づ佛蘭西啓蒙期の政治哲學たる自由民權思想を始め、英米の議會政治思想や實利主義・功利主義、獨逸の國權思想等が輸入せられ、固陋な慣習や制度の改廢にその力を發揮した。かゝる運動は、文明開化の名の下に廣く時代の風潮をなし、政治・經濟・思想・風習等を動かし、所謂歐化主義時代を現出した。然るにこれに對して傳統復歸の運動が起つた。それは國粹保存の名によつて行はれたもので、澎湃たる西洋文化の輸入の潮流に抗した國民的自覺の現れであつた。蓋し極端な歐化は、我が國の傳統を傷つけ、歴史の内面を流れる國民的精神を萎靡せしめる惧れがあつたからである。かくて歐化主義と國粹保存主義との對立を來し、思想は昏迷に陥り、國民は、内、傳統に従ふべきか、外、新思想に就くべきかに悩んだ。然るに、明治二十三年「教育ニ關スル勅語」の渙發せられるに至つて、國民は皇祖皇宗の肇國樹徳の聖業とその履踐すべき大道とを覺り、こゝに進むべき確たる方向を見出した。然るに歐米文化輸入のいき

ほひの依然として盛んなために、この國體に基づく大道の明示せられたにも拘らず、未だ消化せられない西洋思想は、その後も依然として流行を極めた。即ち西洋個人本位の思想は、更に新しい旗幟の下に實證主義及び自然主義として入り來り、それと前後して理想主義的思想・學說も迎へられ、又續いて民主主義・社會主義・無政府主義・共產主義等の侵入となり、最近に至つてはファッシズム等の輸入を見、遂に今日我等の當面する如き思想上・社會上の混亂を惹起し、國體に關する根本的自覺を喚起するに至つた。

國體の
自覺

抑、社會主義・無政府主義・共產主義等の詭激なる思想は、究極に於てはすべて西洋近代思想の根柢をなす個人主義に基づくものであつて、その發現の種々相たるに過ぎない。個人主義を本とする歐米に於ても、共產主義に對しては、さすがにこれを容れ得ずして、今やその本來の個人主義を棄てんとして、全體主義・國民主義の勃興を見、ファッショ・ナチスの擡頭ともなつた。即ち個人主義の行詰

りは、歐米に於ても我が國に於ても、等しく思想上・社會上の混亂と轉換との時期を將來してゐるといふことが出来る。久しく個人主義の下にその社會・國家を發達せしめた歐米が、今日之行詰りを如何に打開するかの問題は暫く措き、我が國に關する限り、眞に我が國独自の立場に還り、萬古不易の國體を闡明し、一切の追隨を排して、よく本來の姿を現前せしめ、而も固陋を棄てて益々歐米文化の攝取醇化に努め、本を立てて末を生かし、聰明にして宏量なる新日本を建設すべきである。即ち今日我が國民の思想の相剋、生活の動搖、文化の混亂は、我等國民がよく西洋思想の本質を徹見すると共に、眞に我が國體の本義を體得することによつてのみ解決せられる。而してこのことは、獨り我が國のためのみならず、今や個人主義の行詰りに於てその打開に苦しむ世界人類のためでなければならぬ。こゝに我等の重大なる世界史的使命がある。乃ち「國體の本義」を編纂して、肇國の由來を詳かにし、その大精神を闡明すると共に、國體の國史に顯現する姿を

明示し、進んでこれを今の世に説き及ぼし、以て國民の自覺と努力とを促す所以である。

緒言

國體の本義

第一 大日本國體

一、肇 國

大日本帝國は、萬世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、我が萬古不易の國體である。而してこの大義に基づき、一大家族國家として億兆一心聖旨を奉體して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が國體の精華とするところである。この國體は、我が國永遠不變の大本であり、國史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、國家の發展と共に彌々鞏く、天壤と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇國の事實の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかを知らねばならぬ。

天地開闢り
我が肇國は、皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊杵尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂

の國に降臨せしめ給うたときに存する。而して古事記・日本書紀等は、皇祖肇國の御事を語るに當つて、先づ天地開闢・修理固成のことを傳へてゐる。即ち古事記には、

天地の初發の時、高天原に成りませる神の名は、天之御中主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神、この三柱の神はみな獨神成りまして、身を隠したまひき。

とあり、又日本書紀には、

天先づ成りて地後に定まる。然して後、神聖其の中に生れます。故れ曰く、開闢之初、洲壤浮かれ漂へること譬へば、猶遊ぶ魚の水の上に浮けるがごとし。その時天地の中に一物生れり。狀葦牙の如し。便ち化爲りませる神を國常立尊と號す。

とある。かゝる語事、傳承は古來の國家的信念であつて、我が國は、かゝる悠久

なるところにその源を發してゐる。

修理固成○。而して國常立ノ尊を初とする神代七代の終に、伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二柱の神が成りましたのである。古事記によれば、二尊は天ツ神諸ノの命もちて、漂へる國の修理固成の大業を成就し給うた。即ち、

是に天ツ神諸ノの命以ちて、伊邪那岐ノ命・伊邪那美ノ命二柱の神に、この漂へる國を修理リ固成セと詔リりごちて、天ノの沼矛ヲを賜ひてことよさしたまひき。

とある。かくて伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊は、先づ大八洲を生み、次いで山川・草木・神々を生み、更にこれらを統治せられる至高の神たる天照大神を生み給うた。即ち古事記には、

此の時伊邪那岐ノ命大ク歡喜バして詔リたまはく、吾ハ子ヲ生ミみ生ミみて、生ミの終ニ、三ニ貴子得タリと詔リたまひて、即ち其の御頸ヲ

珠たまの玉たまの緒をもゆらに取りゆらかして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく、汝なが命は高天原を知らせと、ことよさして賜ひき。

とあり、又日本書紀には、

伊弉諾尊伊弉冉尊共に議はかりて曰のたまはく、吾あれ已に大八洲國及び山川草木を生めり、何いかにぞ天下あめのしたの主またるべき者かみを生まざらめやと。是に共に日神ひのかみを生みまつります。大日靈貴おほひるめのむちと號なす。(一書に云く、天照大神、一書に云く、天照大日靈尊) 此の子光華明彩みとひかりあはしくして六合あめつちの内に照徹てりとほらせり。

とある。

天照大神は日神又は大日靈貴とも申し上げ、「光華明彩しくして六合の内に照徹らせり」とある如く、その御稜威は宏大無邊であつて、萬物を化育せられる。即ち天照大神は高天原の神々を始め、二尊の生まれられた國土を愛護し、群品を

神勅と
皇孫の
降臨

撫育し、生成發展せしめ給ふのである。

○天照大神は、この大御心・大御業を天壤と共に窮りなく彌榮えに發展せしめられるために、皇孫を降臨せしめられ、神勅を下し給うて君臣の大義を定め、我が國の祭祀と政治と教育との根本を確立し給うたのであつて、こゝに肇國の大業が成つたのである。我が國は、かゝる悠久深遠な肇國の事實に始つて、天壤と共に窮りなく生成發展するのであつて、まことに萬邦に類を見ない一大盛事を現前してゐる。

天照大神が皇孫瓊杵尊を降し給ふに先立つて、御弟素戔嗚尊の御子孫であらせられる大國主神を中心とする出雲の神々が、大命を畏んで恭順せられ、こゝに皇孫は豊葦原の瑞穂の國に降臨遊ばされることになつた。而して皇孫降臨の際に授け給うた天壤無窮の神勅には、

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地

なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられてある。「即ちこゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて、我が國體は確立し、すべしろしめす大神たる天照大神の御子孫が、この瑞穂の國に君臨し給ひ、その御位の隆えまさんこと天壤と共に窮りないのである。而してこの肇國の大義は、皇孫の降臨によつて萬古不易に豊葦原の瑞穂の國に實現せられるのである。

更に神鏡奉齋の神勅には、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如、いつきまつれ。

と仰せられてある。即ち御鏡は、天照大神の崇高なる御靈代として皇孫に授けられ、歴代天皇はこれを承け継ぎ、いつきまつり給ふのである。歴代天皇がこの御

鏡を承けさせ給ふことは、常に天照大神と共にあらせられる大御心であつて、即ち天照大神は御鏡と共に今にましますのである。天皇は、常に御鏡をいつきまつり給ひ、大神の御心をもつて御心とし、大神と御一體とならせ給ふのである。而してこれが我が國の敬神崇神の根本である。

又この神勅に次いで、

思金おもひかね神は、前まへの事を取り持ちて政まつりごとせよ。

と仰せられてある。この詔は、思金神が大神の詔のまに／＼、常に御前の事を取り持ちて行ふべきことを明示し給うたものであつて、これは大神の御子孫として現御神あきつみかみであらせられる天皇と、天皇の命によつて政に當るものとの關係を、儼として御示し遊ばされたものである。即ち我が國の政治は、上は皇祖皇宗の神靈を祀り、現御神として下萬民を率ゐ給ふ天皇の統べ治らし給ふところであつて、事に當るものは大御心を奉戴して輔翼の至誠を盡くすのである。されば我が國の

政治は、神聖なる事業であつて、決して私のはからひ事ではない。

こゝに天皇の御本質を明らかにし、我が國體を一層明徴にするために、神勅の中にうかゞはれる天壤無窮・萬世一系の皇位・三種の神器等についてその意義を闡明しなければならぬ。

天壤無窮

天壤無窮とは天地と共に窮りないことである。惟ふに、無窮といふことを單に時間的連續に於てのみ考へるのは、未だその意味を盡くしたものではない。普通、永遠とか無限とかいふ言葉は、單なる時間的連續に於ける永久性を意味してゐるのであるが、所謂天壤無窮は、更に一層深い意義をもつてゐる。即ち永遠を表すと同時に現在を意味してゐる。現御神にまします天皇の大御心・大御業の中には皇祖皇宗の御心が拜せられ、又この中に我が國の無限の將來が生きてゐる。我が皇位が天壤無窮であるといふ意味は、實に過去も未來も今に於て一になり、我が國が永遠の生命を有し、無窮に發展することである。我が歴史は永遠の今の展開

であり、我が歴史の根柢にはいつも永遠の今が流れてゐる。

「教育ニ關スル勅語」に「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と仰せられてあるが、これは臣民各々が、皇祖皇宗の御遺訓を紹述し給ふ天皇に奉仕し、大御心を奉戴し、よくその道を行ずるところに實現せられる。これによつて君民體を一にして無窮に生成發展し、皇位は彌々榮え給ふのである。まことに天壤無窮の實祚は我が國體の根本であつて、これを肇國の初に當つて永久に確定し給うたのが天壤無窮の神勅である。

萬世一系
の皇位

皇位は、萬世一系の天皇の御位であり、たゞ一すぢの天ツ日嗣である。皇位は、皇祖の神裔にましまし、皇祖皇宗の肇め給うた國を承け繼ぎ、これを安國やすくにと平らけくしろしめすことを大御業とせさせ給ふ「すめらぎ」の御位であり、皇祖と御一體となつてその大御心を今に顯し、國を榮えしめ民を慈しみ給ふ天皇の御地位である。臣民は、現御神にまします天皇を仰ぐことに於て同時に皇祖皇宗を拜し、

その御惠の下に我が國の臣民となるのである。かくの如く皇位は尊嚴極まりなき高御座たかみくらであり、永遠に搖ぎなき國の大本である。

高御座に即ぎ給ふ天皇が、萬世一系の皇統より出でさせ給ふことは肇國の大本であり、神勅に明示し給ふところである。即ち天照大神の御子孫が代々この御位に即かせ給ふことは、永久に渝ることのない大義である。個人の集團を以て國家とする外國に於ては、君主は智・徳・力を標準にして、徳あるはその位に即き、徳なきはその位を去り、或は權力によつて支配者の位置に上り、權力を失つてその位を逐はれ、或は又主權者たる民衆の意のまゝに、その選舉によつて決定せられる等、専ら人の仕業、人の力のみによつてこれを定める結果となるのは、蓋し止むを得ないところであらう。而もこの徳や力の如きは相對的のものであるから、いきほひ權勢や利害に動かされて争鬭を生じ、自ら革命の國柄をなすに至る。然るに我が國に於ては、皇位は萬世一系の皇統に出でさせられる御方によつて繼承

せられ、絶対に動くことがない。さればかゝる皇位にまします天皇は、自然にゆかしき御徳をそなへさせられ、従つて御位は益々鞏く又神聖にましますのである。臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に對し奉る自らなる渴仰隨順である。我等國民は、この皇統の彌々榮えます所以と、その外國に類例を見ない尊嚴とを、深く感銘し奉るのである。

三種の神器

皇位の御しるしとして三種の神器が存する。日本書紀には、

天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八坂瓊曲玉及び八咫鏡・

草薙劍、三種の寶物を賜ふ。

とある。この三種の神器は、天の岩屋の前に於て捧げられた八坂瓊曲玉・八咫鏡及び素戔嗚尊の奉られた天叢雲劍(草薙劍)の三種である。皇祖は、皇孫の降臨に際して特にこれを授け給ひ、爾來、神器は連綿として代々相傳へ給ふ皇位

の御しるしとなつた。従つて歴代の天皇は、皇位繼承の際これを承けさせ給ひ、天照大神の大御心をそのまゝに傳へさせられ、就中、神鏡を以て皇祖の御靈代として奉齋し給ふのである。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ

即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

と仰せられてある。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示されたものと解するものもあり、或は道德の基本を示されたものと拜するものもあるが、かゝることは、國民が神器の尊嚴をいやが上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであらう。

一一、聖　　德

天　　皇

伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊の修理固成は、その大御心を承け給うた天照大神の神勅によつて肇國となり、更に神武天皇の御創業となり、歷代天皇の大御業となつて榮えゆくのである。二尊によつて大八洲は生まれ、天照大神の神勅によつて國は肇つた。天照大神の御徳を日本書紀には「光華明彩ひかりつるはしくして六合あめつちの内に照徹てりとはらせり」と申し上げてゐる。天皇はこの六合の内を普く照り徹らせ給ふ皇祖の御徳を具現し、皇祖皇宗の御遺訓を繼承せられて、無窮に我が國を統治し給ふ。而して臣民は、天皇の大御心を奉體して惟神の天業を翼賛し奉る。こゝに皇國の確立とその限りなき隆昌とがある。

孝徳天皇は、大化三年新政斷行後の詔に、

惟神も我が子治さむと故寄せせき。是を以て天地の初より
君と臨す國なり。

と宣はせられてゐる。

又、今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不

易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ

と仰せられてある。以て歴代の天皇が萬世一系の皇位を承け繼がせられ、惟神の
大道に遵ひ、彌々天業を經綸し給ふ大御心を拜することが出来る。

神武天皇が高千穂の宮にて皇兄五瀬命と議り給うた時「何れの地にまさばか、
天の下の政をば平けく聞しめさむ」と仰せられたのは、國を念ひ、民を慈しみ給
ふ大御心の現れであり、而してこれは、歴代の天皇の御精神でもあらせられる。

天皇が御即位に際して、

我東に征きしより茲に六年になりぬ。皇天の威を頼りて、凶徒就戮されぬ。邊土未だ清まらず餘妖尙梗しと雖も、中洲之地復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓め大壯を規摹るべし。……然して後に六合を兼ねて以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと亦可からずや。

と仰せられた詔は、まことに禍を拂ひ、道を布き、彌々廣く開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたものである。而してこれ實に歷代天皇がいや繼ぎ繼ぎに繼ぎ給ふ宏謨である。

かくて天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が國を統治し給ふ現御神であらせられる。この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶對神とか、全知全能の神とかいふが如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一體であらせられ、永久に臣民・國土の

生成發展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである。

帝國憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあり、又第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、天皇のこの御本質を明らかにし奉つたものである。従つて天皇は、外國の君主と異なり、國家統治の必要上立てられた主權者でもなく、智力・徳望をもととして臣民より選り定められた君主でもあらせられぬ。

敬神

天皇は天照大神の御子孫であり、皇祖皇宗の神裔であらせられる。天皇の御位はいかしく重いのであるが、それは天ツ神の御子孫として、この重き位に即き給ふが故である。文武天皇御即位の宣命に、

高天ノ原に事始めて遠天皇祖の御世中今に至るまでに、天皇が御子のあれまさむ彌繼ぎ繼ぎに大八島國知らさむ次と、天ツ神の御子ながらも天に坐す神の依さし奉りしまにまに、

と仰せられた如く、歴代の天皇は、天ツ神の御子孫として皇祖皇宗を敬ひまつり、皇祖皇宗と御一體になつて御位にましますのである。されば古くは、神武天皇が鳥見の山中に靈時まつりのときはを立て、皇祖天神を祀つて大孝を申べさせられたのを始め、歴代の天皇皆皇祖皇宗の神靈を崇敬し、親しく祭祀を執り行はせ給ふのである。

天皇は恆例及び臨時の祭祀を最も嚴肅に執り行はせられる。この祭祀は天皇が御親ら皇祖皇宗の神靈をまつり、彌々皇祖皇宗と御一體とならせ給ふためであつて、これによつて民人の慶福、國家の繁榮を祈らせ給ふのである。又古來農事に關する祭を重んじ、特に御一代一度の大嘗祭並びに年毎の新嘗祭には、夜を徹して御親祭遊ばされる。これは皇孫降臨の際、天照大神が天壤無窮の神勅と神器とを下し給ふと同時に、齋庭ゆにばの稻穂を授けさせられたことに基づくのである。その時の神勅には、

吾が高天原たかあまのに御す齋庭ゆにばの穂いねを以て、亦吾が兒こに御せまつる。

と仰せられてある。即ち大嘗祭並びに新嘗祭には、皇祖の親授し給ひし稻穂を尊み、瑞穂の國の民を慈しみ給ふ神代ながらの御精神がよく拜祭せられる。

一 祭政教致

天皇は祭祀によつて、皇祖皇宗と御一體とならせ給ひ、皇祖皇宗の御精神に應へさせられ、そのしろしめされた蒼生を彌々撫育し榮えしめ給はんとせられる。ここに天皇の國をしろしめす御精神が拜せられる。故に神を祭り給ふことと政をみそなはせ給ふこととは、その根本に於て一致する。又天皇は皇祖皇宗の御遺訓を紹述し、以て肇國の大義と國民の履踐すべき大道とを明らかにし給ふ。こゝに我が教育の大本が存する。従つて教育も、その根本に於ては、祭祀及び政治と一致するのであつて、即ち祭祀と政治と教育とは、夫々の働をなしながら、その歸するところは全く一となる。

國土經營の御精神

天皇の國土經營の大御心は、我が國史の上に常に明らかに拜祭せられる。この國土は、伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊が天ツ神諸々の命もちて修理固成し給うたもの

である。而して皇孫瓊瓊杵尊は天照大神の神勅を奉じ、諸神を率ゐて降臨し、我が國永遠不動の礎を定め給うた。爾來日向に於て彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊まで代々養正の御心を篤くせられたのであるが、神武天皇に至つて都を大和に奠めて、元元おほみよからを鎮め、上は乾靈授國の御徳に應へ、下は皇孫養正の御心を弘め給うた。されば歴代天皇の國土經營の御精神は、一に皇祖の皇孫を降臨せしめ給うた大御心に基づき、この國土を安泰ならしめ、教化啓導の御徳を洽からしめられるところにある。崇神天皇の御代に四道將軍を發遣せられた際にも、この御精神は明らかに拜せられる。即ちその詔には、

民を導くの本は、教化をしへおほむくるに在り。今既に神祇を禮みやまひて、災害皆耗わさびひきぬ。然れども遠荒とほはやくにの人等、猶正朔のりを受けず、是れ未だ王化きみのしむけに習はざればか。其れ群卿むらつぎみたちを選びて、四方に遣して、朕が憲のりを知らしめよ。

と仰せられてある。

景行天皇の御代に、日本武尊をして熊襲・蝦夷を平定せしめられた場合も亦全く同様である。更に神功皇后が新羅に出兵し給ひ、桓武天皇が坂上・田村麻呂をして奥羽の地を鎮めさせ給うたのも、近くは日清・日露の戦役も、韓國の併合も、又滿洲國の建國に力を盡くさせられたのも、皆これ、上は乾靈授國の御徳に應へ、下は國土の安寧と愛民の大業をすゝめ、四海に御稜威を輝かし給はんとの大御心の現れに外ならぬ。明治天皇は、

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たるうらやす
の國

かみつよの聖のみよのあととめてわが葦原の國はをさめむ
と詠み給うた。以て天皇の尊き大御心を拜察すべきである。

がはれる。畏くも天皇は、臣民を「おほみたから」とし、赤子と思召されて愛護し給ひ、その協翼に倚藉して皇猷を恢弘せんと思召されるのである。この大御心を以て歴代の天皇は、臣民の慶福のために御心を注がせ給ひ、ひとり正しきを勧め給ふのみならず、悪しく枉れるものをも慈しみ改めしめられるのである。

天照大神が、皇孫を御降しになるに先立つて、出雲の神々の恭順を勧め給ふ際にも、平和的手段を旨とし、大國主神の恭順せられるに及んで、宮居を建てて優遇し給うた。これ、今日まで出雲大社の重んぜられる所以である。かゝる御仁愛は、皇祖以來、常にこの國土をしろしめす天皇の御精神であらせられる。

歴代の天皇が蒼生を愛養して、その衣食を豊かにし、その災害を除き、ひたすら民を安んずるを以て、天業恢弘の要務となし給うたことは更めて説くまでもない。垂仁天皇は多くの池溝を開き、農事を勧め、以て百姓おほみたからを富寛ならしめ給うた。又百姓の安養を御軫念遊ばされた仁徳天皇の御仁慈は、國民の普く語り傳へて頌

へ奉るところである。雄略天皇の御遺詔には、

筋力精神かたちこころたましひ、一時いちとぎに勞竭いたづきぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓あひまたからを安養やすくせむと欲するのみ。

と仰せられ、又醍醐天皇が寒夜に御衣をぬがせられて民の身の上を想はせ給うた御事蹟の如き、後醍醐天皇が天下の饑饉を聞召して、「朕不徳あらば天予一人を罪すべし。黎民何の咎有てか此災に遭ふ」と仰せられて、朝餉あさかたひの供御くごを止められて飢人窮民に施行し給ひ、後奈良天皇が疫病流行のため民の死するもの多きをいたく御軫念おんしんねんあらせられた御事蹟の如き、我等臣民の齊しく感泣し奉るところである。天皇は億兆臣民を御一人の臣民とせられず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召させ給ふのである。憲法發布勅語にも、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ

と仰せられ、又、明治天皇は明治元年維新の宸翰に、

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆
朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先
ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ
天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ
と仰せ給ひ、御製に、

みちく／＼につとめいそしむ國民の身をすくよかにあらせてし
がな

とあるを拜誦する時、親の子を慈しむにいやまさる天皇の御仁慈を明らかに拜し
奉るのである。維新前後より國事にたふれた忠誠なる臣民を、身分職業の別なく、
その勳功を賞して、靖國神社に神として祀らせられ、又天災地變の際、畏くも御
救恤に大御心を注がせ給うた御事蹟は一々擧げて數へ難き程である。更に民にし
て行を誤つた者に對してすらも、罪を憐む深き御仁徳をもつてこれを宥し給ふの

である。

尙、歴代の天皇は臣民の守るべき道を懇ろに示し給うてゐる。即ち推古天皇の御代には憲法十七條の御制定があり、近く明治二十三年には「教育ニ關スル勅語」を御下賜遊ばされた。まことに聖徳の宏大無邊なる、誰か感佩せざるものがあるであらうか。

三、臣節

臣民

我等は既に宏大無邊の聖徳を仰ぎ奉つた。この御仁慈の聖徳の光被するところ、臣民の道は自ら明らかなものがある。臣民の道は、皇孫瓊瓊杵尊の降臨し給へる當時、多くの神々が奉仕せられた精神をそのままに、億兆心を一にして天皇に仕へ奉るところにある。即ち我等は、生まれながらにして天皇に奉仕し、皇國の

道を行ずるものであつて、我等臣民のかゝる本質を有することは、全く自然に出づるのである。

我等臣民は、西洋諸國に於ける所謂人民と全くその本性を異にしてゐる。君民の關係は、君主と對立する人民とか、人民先づあつて、その人民の發展のため幸福のために、君主を定めるといふが如き關係ではない。然るに往々にして、この臣民の本質を謬り、或は所謂人民と同視し、或は少くともその間に明確な相違あることを明らかにし得ないものがあるのは、これ、我が國體の本義に關し透徹した見解を缺き、外國の國家學說を曖昧な理解の下に混同して來るがためである。各々獨立した個々の人間の集合である人民が、君主と對立し君主を擁立する如き場合に於ては、君主と人民との間には、これを一體ならしめる深い根源は存在しない。然るに我が天皇と臣民との關係は、一つの根源より生まれ、肇國以來一體となつて榮えて來たものである。これ即ち我が國の大道であり、従つて我が臣民の

道の根本をなすものであつて、外國とは全くその選を異にする。固より外國と雖も、君主と人民との間には夫々の歴史があり、これに伴ふ情義がある。併しながら肇國の初より、自然と人とを一にして自らなる一體の道を現じ、これによつて彌々榮えて來た我が國の如きは、決してその例を外國に求めることは出來ない。こゝに世界無比の我が國體があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの國體を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。

忠君愛國

我が國は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と活動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉體することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに國民のすべての道德の根源がある。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道である。絶対隨順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ずることが

我等國民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を捧げることは、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威に生き、國民としての眞生命を發揚する所以である。天皇と臣民との關係は、固より權力服従の人爲的關係ではなく、また封建道德に於ける主従の關係の如きものでもない。それは分を通じて本源に立ち、分を全うして本源を顯すのである。天皇と臣民との關係を、單に支配服従・權利義務の如き相對的關係と解する思想は、個人主義的思考に立脚して、すべてのものを對等な人格關係と見る合理主義的考へ方である。個人は、その發生の根本たる國家・歴史に連なる存在であつて、本來それと一體をなしてゐる。然るにこの一體より個人のみを抽象し、この抽象せられた個人を基本として、逆に國家を考へ又道德を立てても、それは所詮本源を失つた抽象論に終るの外はない。

我が國にあつては、伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊は自然と神々との祖神であり、



天皇は二尊より生まれました皇祖の神裔であらせられる。皇祖と天皇とは御親子の關係にあらせられ、天皇と臣民との關係は、義は君臣にして情は父子である。

この關係は、合理的義務的關係よりも更に根本的な本質關係であつて、こゝに忠の道の生ずる根據がある。個人主義的人格關係からいへば、我が國の君臣の關係は、没人格的の關係と見えるであらう。併しそれは個人を至上とし、個人の思考を中心とした考、個人的抽象意識より生ずる誤に外ならぬ。我が君臣の關係は、決して君主と人民と相對立する如き淺き平面的關係ではなく、この對立を絶した根本より發し、その根本を失はないところの没我歸一の關係である。それは、個人主義的な考へ方を以てしては決して理解することの出来ないものである。我が國に於ては、肇國以來この大道が自ら發展してゐるのであつて、その臣民に於て現れた最も根源的なものが即ち忠の道である。こゝに忠の深遠な意義と尊き價値とが存する。近時、西洋の個人主義的思想の影響を受け、個人を本位とする考へ

方が旺盛となつた。従つてこれとその本質を異にする我が忠の道の本旨は必ずしも徹底してゐない。即ち現時我が國に於て忠を説き、愛國を説くものも、西洋の個人主義・合理主義に累せられ、動もすれば眞の意味を逸してゐる。私を立て、我に執し、個人に執著するがために生ずる精神の汚濁、知識の陰翳を祓ひ去つて、よく我等臣民本來の清明な心境に立ち歸り、以て忠の大義を體認しなければならぬ。

天皇は、常に皇祖皇宗を祀り給ひ、萬民に率先して祖孫一體の實を示し、敬神崇祖の範を垂れ給ふのである。又我等臣民は、皇祖皇宗に仕へ奉つた臣民の子孫として、その祖先を崇敬し、その忠誠の志を継ぎ、これを現代に生かし、後代に傳へる。かくて敬神崇祖と忠の道とは全くその本を一にし、本來相離れぬ道である。かゝる一致は獨り我が國に於てのみ見られるのであつて、こゝにも我が國體の尊き所以がある。

敬神崇祖と忠の道との完全な一致は、又それらのものと愛國とが一となる所以である。抑、我が國は皇室を宗家とし奉り、天皇を古今に互る中心と仰ぐ君民一體の大家族國家である。故に國家の繁榮に盡くすことは、即ち天皇の御榮えに奉仕することであり、天皇に忠を盡くし奉ることは、即ち國を愛し國の隆昌を圖ることに外ならぬ。忠君なくして愛國はなく、愛國なくして忠君はない。あらゆる愛國は、常に忠君の至情によつて貫かれ、すべての忠君は常に愛國の熱誠を伴つてゐる。固より外國に於ても愛國の精神は存する。然るにこの愛國は、我が國の如き忠君と根柢より一となり、又敬神崇祖と完全に一致するが如きものではない。

實に忠は我が臣民の根本の道であり、我が國民道德の基本である。我等は、忠によつて日本臣民となり、忠に於て生命を得、こゝにすべての道德の根源を見出す。これを我が國史に徴するに、忠君の精神は常に國民の心を一貫してゐる。戦

國時代に於ける皇室の式微は、寔に畏れ多い極みであるが、併しこの時代に於ても、なほ英雄が事をなすに當つては、その尊皇の精神の認められない限り、人心を得ることは出来なかつた。織田信長・豊臣秀吉等がよく事功を奏するを得たことは、この間の消息を物語つてゐる。即ち如何なる場合にも、尊皇の精神は國民を動かす最も力強いものである。

萬葉集に見える大伴家持の歌には、

大伴の 遠つ神祖の その名をば 大來目主と おひもちて
仕へし官 海行かば 水漬くかばね 山行かば 草むすかば
ね 大皇の 邊にこそ死なめ かへりみは せじと言立て

とある。この歌は、古より我が國民胸奥の琴線に觸れ、今に傳誦せられてゐる。
橘諸兄の

ふる雪の白髪までに大皇につかへまつれば貴くもあるか

の歌には、白髪に至るまで大君に仕へ奉つた忠臣の面目が躍如として現れてゐる。又楠木正成の七生報國の精神は、今も國民を感奮興起せしめてゐる。又我が國には古より、或は激越に或は沈痛に忠君の心を歌に託して披瀝したものが少くない。即ち源實朝の

山はさけ海はあせなむ世なりとも君に二心我あらめやも

僧月照の

大君の爲には何か惜しからむ薩摩の瀬戸に身は沈むとも

平野國臣の

數ならぬ身にはあれども希はくは錦の旗のもとに死にてむ

梅田雲濱の

君が代を思ふ心の一すぢに我が身ありとも思はざりけり

等の如きそれである。

忠は、國民各自が常時その分を竭くし、忠實にその職務を勵むことによつて實現せられる。畏くも「教育ニ關スル勅語」に示し給うた如く、獨り一旦緩急ある場合に義勇公に奉ずるのみならず、父母に孝に、兄弟に友に、夫婦相和し、朋友相信じ、恭儉己れを持し、博愛衆に及ぼし、學を修め、業を習ひ、智能を啓發し、徳器を成就し、更に公益を廣め、世務を開き、國憲を重んじ、國法に遵ふ等のことは、皆これ、大御心に應へ奉り、天業の恢弘を扶翼し奉る所以であり、悉く忠の道である。橘守部は待問雜記に、

世人直に大宮に事ふるのみを奉公といへども、此照す日月の下に、天皇に不事人つかへぬやはある。武士の官司つかさどを將ひきまます、かけまくも畏き御あたりをはじめ、下がしもに至るまで、只高き卑き差等けぢめこそあれ、咸ことごとく君に仕る身にしあれば、物を書くも君のため、疾を治すも君のため、田を佃つくるも君のため、商ひするももとより君の御爲

なれど、卑賤いんしきみ身は、遙とほざかに下に遠離いとほれれば、只近く世人のために勞いたく
ほどの、天皇への事つかへはなきなり。

と述べてゐる。まことに政治にたづさはる者も、産業に従事する者も、將又、教
育・學問に身を獻げる者も、夫々ほどくくに身を盡くすことは、即ち皇運を扶翼
し奉る忠の道であつて、決して私の道ではない。

このことは、明治天皇の御製に、

ほどくくにこゝろをつくす國民のちからぞやがてわが力なる

國のため身のほどくくに盡さなむ心のすゝむ道を學びて

と仰せられてあるによつて明らかである。自己の職務を盡くすことが即ち天皇の
大御業を扶翼し奉る所以であるとの深い自覺に立ち、

入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏
セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社

會ノ福祉トヲ圖ルヘシ

と仰せられた聖旨のまに／＼つとめ勵むことは、即ち臣民たるものの本務であり、日本人としての尊いつとめである。

孝

我が國に於ては、孝は極めて大切な道である。孝は家を地盤として發生するが、これを大にしては國を以てその根柢とする。孝は、直接には親に對するものであるが、更に天皇に對し奉る關係に於て、忠のなかに成り立つ。

我が國民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的關係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立體的關係である。この親子の關係を本として近親相倚り相扶けて一團となり、我が國體に則つて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が國の家である。従つて家は固より利益を本として集つた團體でもなく、又個人的相對的の愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然

の關係を本とし、敬慕と慈愛とを中心とするのであつて、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである。

我が國の家の生活は、現在の親子一家の生活に盡きるのではなく、遠き祖先に始り、永遠に子孫によつて繼續せられる。現在の家の生活は、過去と未來とをつなぐものであつて、祖先の志を繼承發展させると同時に、これを子孫に傳へる。

古來我が國に於て、家名が尊重せられた理由もこゝにある。家名は祖先以來築かれた家の名譽であつて、それを汚すことは、單なる個人の汚辱であるばかりでなく、一連の過去現在及び未來の家門の耻辱と考へられる。従つて武士が戰場に出た場合の名乗の如きは、その祖先を語り、祖先の功業を語るることによつて、名譽ある家の名を辱しめないやうに、勇敢に戦ふことを誓ふ意味のものである。

又古より家憲・家訓乃至家風の如きものがあつて、子々孫々に繼承し發展せしめられ、或は家寶なるものが尊重保存せられ、家の繼承の象徴とせられ、或は我

が國民一般を通じて、祖先の靈牌が嚴肅に承け繼がれてゐる如きは、國民の生活の基本が家にあり、家が自然的情愛を本とした訓練精進の道場たることを示してゐる。かくの如く家の生活は、單に現在に止まるものでなく、祖先より子孫に通ずる不斷の連続である。従つて我が國に於ては、家の繼承が重んぜられ、法制上にも家督相續の制度が確立せられてゐる。現代西洋に於て遺産相續のみあつて家督相續がないのは、西洋の家と我が國の家とが、根本的に相違してゐることを示してゐる。

親子の關係は自然の關係であり、そこに親子の情愛が発生する。親子は一連の生命の連続であり、親は子の本源であるから、子に對しては自ら撫育慈愛の情が生まれる。子は親の發展であるから、親に對しては敬慕報恩の念が生まれる。古來親子の關係に於て、親の子を思ふ心、子の親を敬慕する情を示した詩歌や物語や史實は極めて多い。萬葉集にも山上憶良の子に對する愛を詠んだ歌がある。

瓜食めば 子ども思ほゆ 栗食めば まして偲ばゆ いづく
より 來りしものぞ 眼交に もとなかゝりて 安寢しなさ
ぬ

反 歌

銀も金も玉も何せむにまされる寶子にしかめやも

この歌は、まことに子を思ふ情を短い中によく表してゐる。又憶良がその子古日の死を悲しんで、

稚ければ道ゆきしらじ幣はせむ冥途の使負ひてとほらせ

と詠んだ歌の中にも、我が子を思ふ惻々たる親心が見られる。而して子が親を敬慕する情は、よく防人の歌等に現れてゐる。

我が國の孝は、人倫自然の關係を更に高めて、よく國體に合致するところに眞の特色が存する。我が國は一大家族國家であつて、皇室は臣民の宗家にましまし、

國家生活の中心であらせられる。臣民は祖先に對する敬慕の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉り、天皇は臣民を赤子として愛しみ給ふのである。雄略天皇の御遺詔に「義は乃ち君臣、情は父子を兼ね」と仰せられてあるのは、歴代天皇の大御心である。即ち君臣の關係は公であつて、義によつて結ばれるのであるが、それが單なる義にのみ止まらず、父子と等しき情によつて結ばれてゐることを宣へさせられたのである。「わたくし」に對する「おほやけ」はおほやけ大家を意味するのであつて、國即ち家の意味を現してゐる。

我等の祖先は歴代天皇の天業恢弘を翼贊し奉つたのであるから、我等が天皇に忠節の誠を致すことは、即ち祖先の遺風を顯すものであつて、これ、やがて父祖に孝なる所以である。我が國に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる。國體に基づく忠孝一本の道理がこゝに美しく輝いてゐる。吉田松陰が士規七則の中に、

人君民を養ひ、以て祖業を續ぐ、臣民君に忠に、以て父の志を繼ぐ、君臣一體、忠孝一致は、唯吾國のみ然りとなす。

といつてゐるのは、忠孝一本の道を極めて適切に述べたものである。

支那の如きも孝道を重んじて、孝は百行の本といひ、又印度に於ても父母の恩を説いてゐるが、その孝道は、國に連なり、國を基とするものではない。孝は東洋道德の特色であるが、それが更に忠と一つとなるところに、我が國の道德の特色があり、世界にその類例を見ないものとなつてゐる。従つてこの根本の要點を失つたものは、我が國の孝道ではあり得ない。武士の名乗がその家の皇室に出づることを名乗り、又家憲・家訓が皇室に對し奉る關係をその遠い源とした如きは、全く同じ道理に出づるものと見るべきである。

佐久良東雄の

すめろぎにつかへまつれと我を生みし我が垂乳根は尊くあり

けり

といふ歌は、孝が忠に高められて、始めてまことの孝となることを示すものである。乃木大將夫妻がその子二人までも御國のために獻げて、而も家門の名譽としたのも、家國一體・忠孝一本の心の現れである。かく忠孝一本の道によつて臣民が盡くす心は、天皇の御仁慈の大御心と一となつて君民相和の實が擧げられ、我が國の無限の發展の根本の力となる。

まことに忠孝一本は、我が國體の精華であつて、國民道德の要諦である。而して國體は獨り道德のみならず、廣く政治・經濟・産業等のあらゆる部門の根柢をなしてゐる。従つて忠孝一本の大道は、これらの國家生活・國民生活のあらゆる實際的方面に於て顯現しなければならぬ。我等國民はこの宏大にして無窮なる國體の體現のために、彌々忠に彌々孝に努め勵まなければならぬ。

四、和と「まこと」

和

我が肇國の事實及び歴史の發展の跡を辿る時、常にそこに見出されるものは和の精神である。和は、我が肇國の鴻業より出で、歴史生成の力であると共に、日常離るべからざる人倫の道である。和の精神は、萬物融合の上に成り立つ。人々が飽くまで自己を主とし、私を主張する場合には、矛盾對立のみあつて和は生じない。個人主義に於ては、この矛盾對立を調整緩和するための協同・妥協・犠牲等はある得ても、結局眞の和は存しない。即ち個人主義の社會は萬人の萬人に對する鬭争であり、歴史はすべて階級鬭争の歴史ともならう。かゝる社會に於ける社會形態・政治組織及びその理論的表現たる社會學說・政治學說・國家學說等は、和を以て根本の道とする我が國のそれとは本質的に相違する。我が國の思想・學

問が西洋諸國のそれと根本的に異なる所以は、實にこゝに存する。

我が國の和は、理性から出發し、互に獨立した平等な個人の機械的な協調ではなく、全體の中に分を以て存在し、この分に應ずる行を通じてよく一體を保つところの大和である。従つてそこには相互のものの中に敬愛隨順・愛撫掬育が行ぜられる。これは單なる機械的・同質的なもの妥協・調和ではなく、各、その特性をもち、互に相違しながら、而もその特性即ち分を通じてよく本質を現じ、以て一如の世界に和するのである。即ち我が國の和は、各自その特質を發揮し、葛藤と切磋琢磨とを通じてよく一に歸するところの大和である。特性あり、葛藤あるによつて、この和は益、偉大となり、その内容は豊富となる。又これによつて個性は彌、伸長せられ、特質は美しきを致し、而も同時に全體の發展隆昌を齎すのである。實に我が國の和は、無爲姑息の和ではなく、潑刺としてももの發展に即して現れる具體的な大和である。

武の精神

而してこの和は、我が國の武の精神の上にも明らかに現れてゐる。我が國は尙武の國であつて、神社には荒魂あらかたまを祀る神殿のあるものもある。修理固成の大命には天あまの沼矛ぬぼこが先づ授けられ、皇孫降臨の場合にも、武神によつて平和にそれが成就し、神武天皇の御東征の場合にも武が用ゐられた。併し、この武は決して武そのものためではなく、和のための武であつて、所謂神武である。我が武の精神は、殺人を目的とせずして活人を眼目としてゐる。その武は、萬物を生かさんとする武であつて、破壊の武ではない。即ち根柢に和をもち生成發展を約束した葛藤であつて、その葛藤を通じてものを生かすのである。こゝに我が國の武の精神がある。戦争は、この意味に於て、決して他を破壊し、壓倒し、征服するためのものではなく、道に則とつて創造の働をなし、大和即ち平和を現ぜんがためのものでなければならぬ。

であるが、それは即ち和の力の現れである。伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊相和して神々・國土を生み給うた。これ即ち大いなるむすびである。むすびは「むす」から來る。苔むすといふやうに、「むす」はものの生ずることである。露がむすぶといふのは、露の生ずることをいふ。ものが相和してそこにむすびがある。かくて君臣相和し、臣民互に親和して國家の創造發展がなされる。現下の問題たる國家諸般の刷新改善も、亦この和によるむすびでなければならぬ。それは、一に天皇の御稜威の下に國體に照らして誤れるを正し、大和によつて大いに新たなる成果を生み出すこととでなければならぬ。

神と人
との和

更に我が國に於ては、神と人との和が見られる。これを西洋諸國の神人關係と比較する時は、そこに大なる差異を見出す。西洋の神話に現れた、神による追放、神による處罰、嚴酷なる制裁の如きは、我が國の語事とは大いに相違するのであつて、こゝに我が國の神と人との關係と、西洋諸國のそれとの間に大なる差異の

あることを知る。このことは我が國の祭祀・祝詞等の中にも明らかに見えてゐるところであつて、我が國に於ては、神は恐しきものではなく、常に冥助を垂れ給ひ、敬愛感謝せられる神であつて、神と人との間は極めて親密である。

人と自然との和

又この和は、人と自然との間の最も親しい關係にも見られる。我が國は海に圍まれ、山秀で水清く、春夏秋冬の季節の變化もあつて、他國には見られない美しい自然をなしてゐる。この美しい自然は、神々と共に天神の生み給うたところのものであつて、親しむべきものでこそあれ、恐るべきものではない。そこに自然を愛する國民性が生まれ、人と自然との和が成り立つ。印度の如きは自然に威壓せられてをり、西洋に於ては人が自然を征服してゐる觀があつて、我が國の如き人と自然との深い和は見られない。これに對して、我が國民は常に自然と相和してゐる。文藝にもこの自然との和の心を謳つた歌が多く、自然への深い愛は我が詩歌の最も主なる題材である。それは獨り文藝の世界に限らず、日常生活に於て

國民相
和の五

も、よく自然と人生とが調和してゐる。公事根源等に見える季節々々による年中行事を見ても、古くから人生と自然との微妙な調和が現れてゐる。年の始の行事はいふに及ばず、三月の雛の節供は自然の春にふさはしい行事であり、重陽の菊の節供も秋を迎へるにふさはしいものである。季節の推移の著しい我が國に於ては、この自然と人生との和は殊に美しく生きてゐる。その外、家紋には多く自然の動植物が用ゐられてをり、服装その他建築・庭園等もよく自然の美を生かしてゐる。かゝる自然と人との親しい一體の關係も、亦人と自然とが同胞として相親しむ我が國本來の思想から生まれたのである。

この和の精神は、廣く國民生活の上にも實現せられる。我が國に於ては、特有の家族制度の下に親子・夫婦が相倚り相扶けて生活を共にしてゐる。「教育ニ關スル勅語」には「夫婦相和シ」と仰せられてある。而してこの夫婦の和は、やがて「父母ニ孝ニ」と一體に融け合はねばならぬ。即ち家は、親子關係による縦の

和と、夫婦兄弟による横の和と相合したる、渾然たる一如一體の和の榮えるところである。

更に進んで、この和は、如何なる集團生活の間にも實現せられねばならない。役所に勤めるもの、會社に働くもの、皆共々に和の道に従はねばならぬ。夫々の集團には、上に立つものがあり、下に働くものがある。それら各々が分を守ることによつて集團の和は得られる。分を守ることは、夫々の有する位置に於て、定まつた職分を最も忠實につとめることであつて、それによつて上は下に扶けられ、下は上に愛せられ、又同業互に相和して、そこに美しき和が現れ、創造が行はれる。

このことは、又郷黨に於ても國家に於ても同様である。國の和が實現せられるためには、國民各々がその分を竭くし、分を發揚するより外はない。身分の高いもの、低いもの、富んだもの、貧しいもの、朝野・公私その他農工商等、相互に自

50 25

75
75
150

25
4
15
4
2

己に執著して對立をこととせず、一に和を以て本とすべきである。

要するに我が國に於ては、夫々の立場による意見の對立、利害の相違も、大本を同じうするところより出づる特有の大和によつてよく一となる。すべて葛藤が終局ではなく、和が終局であり、破壊を以て終らず、成就によつて結ばれる。ここに我が國の大精神がある。而して我が國に現れるすべての進歩發展は、皆かくして成される。聖徳太子が憲法十七條に、

和を以て貴しとなし、忤さかふることなきを宗むねと爲す。人皆黨たむらひ有り、亦達さとれる者少し。是を以て或は君父に順したがはずして、乍隣里まなに違ふ。然れども上和ぎ下陸びて、事を論あげつらはむに諧かなひぬるときには、則ち事理ことわり自らに通ず。何事か成らざらむ。

と示し給うたのも、我が國のこの和の大精神を説かせられたものである。

君臣一體
我が國に於ては、君臣一體と古くよりいはれ、天皇を中心として億兆一心・協

心戮力、世々厥の美を濟し來つた。天皇の聖徳と國民の臣節とは互に融合して、美しい和をなしてゐる。仁徳天皇は、

百姓貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓富めるは、則ち朕が富めるなり。

と仰せられ、又、龜山上皇は、蒙古襲來の際、宸筆の御願文を伊勢神宮に獻げて、朕が身をもつて國難にかへん。

と御祈り遊ばされ、又、今上天皇陛下御即位式の勅語に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

粹顯現を仰ぐことが出来る。又「君のため世のため何か惜しからむ捨ててかひある命なりせば」といふ歌の心は、臣民が天皇に一身を捧げ奉る和の極致を示したものである。

かゝる我が國の和の精神が世界に擴充せられ、夫々の民族・國家が各々その分を守り、その特性を發揮する時、眞の世界の平和とその進歩發展とが實現せられるであらう。

まこと 「まこと」の心は、人の精神の最も純粹なものである。人はまことに於て、その生命の本をもち、まことによつて萬物と一體となり、又よく萬物を生かし、萬物と和する。

まことについては、賀茂眞淵や富士谷御杖等が特にこれを重んじて説いてゐる。眞言まこと即ち眞事まことである。言と事とはまことに於て一致してゐるのであつて、即ち言はれたことは必ず實現せられねばならぬ。この言となり、事となる根柢にまこと

がある。御杖は心を偏心ひとへこころ・一向心ひたぶるこころ・真心まごころといふが如くに分けてゐる。偏心とは主我的な心であり、一向心とは頑なに行ふ心である。これらはいづれも完全な心とはいはれない。真心とは心の欲するところに従つて矩を踰えざる心である。かゝる心は即ちわざであり、言であり、行であり、よく一事・一物に執せずして融通無礙である。即ち私を離れた純粹の心、純粹の行である。實にまことは萬物を融合一體ならしめ、自由無礙ならしめる。まことは藝術に現れては美となり、道德としては善となり、知識に於ては眞となる。美と善と眞とを生み出す根源にまことのあることを知るべきである。而してまことは又所謂明き淨き直き心、即ち清明心であり、それは我が國民精神の根柢となつてゐる。

まことは理性と意志と感情との根源であるが故に、智仁勇も、このまことの現れであるといひ得る。我が國の道は、決して勇のみを以て足れりとしなない。勇のみに趨るは所謂匹夫の勇であつて、勇と共に仁を必要とする。而して勇と仁とを

實現するためには智がなくてはならない。即ち三者は歸して一のまこととなり、まことによつて三者は眞の働をなすのである。

明治天皇は、陸海軍軍人に下し賜はりたる勅諭に、忠節・禮儀・武勇・信義・質素の五徳を御示し遊ばされ、これを貫くに一の誠心マコトココロを以てすべきことを諭し給うて、

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかしと仰せられてゐる。

更にまことある行爲こそ眞の行爲である。眞言はよく眞行となる。行となり得

る言こそ眞の言である。我が國の言靈ことだまの思想はこゝに根據を有するのであつて、行たり得ざる言は、慎んでこれを發しない。これ、人の心のまことである。まことに満ちた言葉は即ち言靈であり、かゝる言葉は大いなる働をもつのであつて、即ち限りなく強き力をもち、極みなく廣く通ずるのである。萬葉集に、日本の國は「言靈の幸さちはふ國」とあるのは、これである。而して又一方には「神ながら言こと舉あひせぬ國」といふ言葉がある。これは、一見矛盾するが如く見えて、實は矛盾ではない。言に出せば必ず行ずべきものであり、従つて行ずることの出来ない言は、みだりに言はないのである。かくて一旦言舉あひげする以上は、必ず行ふべきである。否、まことの言葉、言靈たる以上は、必然に行はるべきである。かく言葉が行となり得る根柢にはまことが存する。まことには、我があつてはならない。一切の私を捨てて言ひ、又行ふところにこそ、まことがあり、まことが輝く。

第二 國史に於ける國體の顯現

一、國史を一貫する精神

眞國史の義

國史は、肇國の大精神の一途の展開として今日に及んでゐる不退轉の歴史である。歴史には、時代の變化推移と共にこれを一貫する精神が存する。我が歴史には、肇國の精神が儼然と存してゐて、それが彌、明らかにせられて行くのであるから、國史の發展は即ち肇國の精神の展開であり、永遠の生命の創造發展となつてゐる。然るに他の國家にあつては、革命や滅亡によつて國家の命脈は斷たれ、建國の精神は中斷消滅し、別の國家の歴史が發生する。それ故、建國の精神が、歴史を一貫して不朽不滅に存續するが如きことはない。従つて他の國家に於て歴史を貫くものを求める場合には、抽象的な理性の一般法則の如きものを立てるより

外に道がない。これ、西洋に於ける歴史觀が國家を超越して論ぜられてゐる所以である。我が國に於ては、肇國の大精神、連綿たる皇統を基とせずしては歴史は理解せられない。北畠親房は、我が皇統の萬邦無比なることを道破して、

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を傳へ給ふ。我國のみ此の事あり。異朝には其のたぐひなし。

此の故に神國と云ふなり。

と神皇正統記の冒頭に述べてゐる。國史に於ては維新を見ることが出来るが、革命は絶對になく、肇國の精神は、國史を貫いて連綿として今日に至り、而して更に明日を起す力となつてゐる。それ故我が國に於ては、國史は國體と始終し、國體の自己表現である。

既に述べた伊弉諾尊・伊弉冉尊二尊の修理固成、天照大神の肇國の御精神は、代々繼承せられて歴代天皇の國を統治し給ふ大御心となつてゐる。即ち神勅の御

大國主
神の國
土奉獻

精神は、御歴代の詔勅に一貫して拜せられるところであり、國史に顯れてゐる改新或は維新は、この大本に復ることによつてよく正しきを顯すの働であり、而して臣民は常にこの大義に基づいて宏謨を翼賛し奉り、光輝ある國史を成し來つたのである。

古事記・日本書紀によれば、皇孫が豐葦原の瑞穗の國に降り給ふに先立つて、鹿島・香取の二神を出雲に遣され、大國主、神に天照大神の神勅を傳へられたに對し、大國主、神は、その御子事代主、神と共に、直ちに勅命を奉じて恭順し、國土を奉獻し、政事より遠ざかられたとある。これ、大業を翼賛し奉つた重大な事例であつて、その際大國主、神の誓言には、

僕が子ども二神の白せるまにまに、僕も違はじ。此の葦原の中、
國は、命のまにまに既に獻らむ。唯僕が住所をば、天、神の御子の
天、日繼知ろしめさむ、とだる天の御巢なして、底つ石根に宮柱ふ

としり、高天原に氷木たかしりて、治めたまはば、僕は百足らず八十垆手に隠りて侍ひなむ。亦僕が子ども百八十神は、八重事代主ノ神、神の御尾前と爲りて仕へ奉らば、違ふ神はあらじ。

と申された。かくて國土を奉獻せられた大國主ノ神は、大神より莊麗な宮居を造り與へられて優遇せられた。而して大國主ノ神は、今日出雲大社に祀られ、永遠に我が國を護られることとなつた。我等は、こゝに徳川幕府末期の大政奉還及びその後の版籍奉還によつて、源頼朝の創始した幕府が亡び、大政全く朝廷に歸した明治維新の王政復古の大精神の先蹤を見るのである。

神武天皇
天業恢弘

神武天皇の御東征は、久しきに亙り、幾多の困難と闘ひ給ひ、皇兄五瀬ノ命を失ひ給ふほどの御悲痛にも屈せられず、天ノ神の御子としての御信念と天業恢弘の御精神とによつて、遂にその大業を達成し給うた。神代に於ける所傳やそれ以後の國史に徴するに、御歴代のかくの如き限りなき御努力によつてよく萬難を克服し、

天業を恢弘し、益々善美なる國家が造られ、我が國體の光輝は彌々増して來るのである。神武天皇が大和橿原の地に都を奠め給ふに當つて、下し給うた詔の中に、
夫れ大人ひじりの制のりを立つる、義ことわり必ず時に隨ふ。苟も民に利くばさあらば、何ぞ聖造ひじりのわざに妨たがはむ。且また當に山林やまを披拂ひらきひ、宮室みやみやを經營をさめつくりて、恭ついでみて實位たかみくらに臨み以て、元元おほみたらを鎮しづむべし。上は則ち乾靈あまつかみの國を授けたまふ徳うつくしむに答へ、下は則ち皇孫すめみまの正ただしきを養ひたまひし心こころを弘めむ。然して後に六合くくのつちを兼ねて以て都を開き、八紘あめのしたを掩おほひて宇いへと爲なむこと、亦よ可よからずや。

と仰せられ、乾靈授國・皇孫養正の御精神を明らかにし給うてゐる。かゝる大御心は、既に述べた肇國の事實の中にも、亦神勅の中にも明らかに現れてゐるのであつて、皇孫養正の御心を弘め給ふことは、神武天皇以後御歴代の聖治によつて明らかである。即ちこれ、皇祖皇宗國を肇め給ふこと宏遠に、徳を樹て給ふこと

深厚なる所以である。神武天皇は、かゝる深き大御心と、六合を兼ね八紘を掩ふの大精神を以て御即位遊ばされた。又、天皇の四年春には、詔して、

我が皇祖の靈や、天より降鑒りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて用て大孝を申べたまふ可し。

と宣ひ、靈時を鳥見の山中に設けて、皇祖天神を祀り、報本反始の誠を致し給うた。

崇神天皇
崇神敬

降つて崇神天皇が天照大神を大和笠縫の邑に祀り給ひ、次いで垂仁天皇が伊勢の五十鈴川の邊に皇大神宮を創始し給うたのは、皇祖を崇敬せられる大御心の現れである。更に崇神天皇が、四道將軍を遣して教化を弘め給ひ、又税法の基礎を定めて調役を課し、池溝を開き給うた如きは、皇祖皇宗の御精神を繼承し、愈々天業を紹述恢弘せられたものである。

大化の改新は、氏族制度の弊害を矯正せんとして、中ノ大兄ノ皇子が孝徳天皇を佐けて行はせられた。この改新に於ては、支那の王道思想を採り、隋唐の制度を參酌せられ、有力なる氏族の人民私有・土地兼併等の弊害、殊に蘇我氏の僭上を除き給うた。而してこの改新の大精神は、聖徳太子が、憲法十七條に於て君臣の大義を明らかにせられたことに、その近き源を存してゐる。孝徳天皇は中ノ大兄ノ皇子をして、聖徳太子のこの御精神を政治上・制度上に斷行せしめ給うたのである。

推古天皇の御代に定められた冠位十二階の制度は、氏族專横のときにあつて、天皇中心の大義、一視同仁の大御心を明らかにせられ、何人もすべてその志を遂げて聖業を翼賛し奉るべきことを御示しになつたものである。又憲法十七條に於ては、和の精神を始め、國に二君なく民に兩主なき事を昭示遊ばされ、君臣公私の道理を明らかにし給うてゐる。この君臣の大義、一視同仁の御精神の大化の改

新に於て現れたものを見るに、中ノ大兄ノ皇子の奉答文には「天に雙日なく、國に二王なし。是の故に天下を兼ね併せて、萬民を使ひたまふべきは唯天皇のみ」とあり、又天皇は國司に「他の貨賂を取りて民を貧苦に致さしむることを得ず」と詔らせられてゐる。

かくて大化の改新は、氏族の私有せる部民田莊を奉還せしめ、一切の政權を擧げて朝廷に歸し、陋習打破のために外來の思想・制度をも參酌せられたのであるが、大化元年の詔には、

當に上古の聖王ひじりのきみの跡に遵ひて、天下を治むべし。

と仰せられ、又同三年の詔には、

惟神も我が子治みこしらさむと故寄ことよさせき。是を以て天地の初より

君と臨しりす國なり。……是の故に今は隨かひ在な天神あまがらも治平をさめくべきの

運よに屬ありて、斯等あを悟らしめて、國を治め民を治むること、是を先

にし是を後にす。今日明日、次ぎて續きて詔せむ。

と宣はせられ、惟神肇國の大義によつて、現御神にまします天皇を中心とする古の精神に復さんとする宏謨を示し給うた。又蘇我石川麻呂が「先づ以て神祇を祭ひ鎮めて、然して後に應に政事を議るべし」と奏せるが如きは、古來の祭政一致の體制に則とらんとするものである。かくの如く復古維新の精神によつて改革が行はれ、天業が恢弘せられて行くところに、我が惟神の大道の顯現を見ることが出来る。

この改革は大化年代を以て完成せられたのではなく、更に文武天皇の御世に及んでゐる。即ち諸般の法令は、近江令によつて纏められ、次いで大寶の律令制度となり、更に養老の修正を見た。天武天皇は、大いに神祇を崇敬せられ、又上古の諸事の撰録及び後葉に傳ふべき帝紀の編纂に著手せしめ給うた。この御精神御事業は、繼承せられて、後に古事記の撰録、日本書紀の編纂となつた。

和氣清麻呂の誠忠

先に蘇我氏の無道僭上が除かれ、我が國本來の大道に復歸したことを述べたのであるが、稱徳天皇の御代には、僧道鏡が威權朝野を壓して非望を懷くに至つた。併しながらこれに對して、和氣清麻呂が勅によつて神の御教を拜し、毅然たる精神を以て、一身の安危を忘れ、敢然立つてその非望を挫いた。清麻呂の復命した神の御教は、續日本紀に、

我が國家開闢よりこのかた以來、君臣定りぬ。臣を以て君と爲ること未だ之れ有らざるなり。天ツ日嗣は必ず皇緒を立てよ。無道の人
は宜しく早く掃除はらひのぞくべし。

と見えてゐる。清麻呂は、これによつてよく天壤無窮の皇位を護り、皇運扶翼の大任を果したのであつて、後に孝明天皇は、清麻呂に護王大明神の神號を賜うたのである。

鎌倉幕府

源頼朝が、平家討滅後、守護・地頭の設置を奏請して全國の土地管理を行ひ、

政權を掌握して幕府政治を開いたことは、まことに我が國體に反する政治の變態であつた。それ故、明治天皇は、陸海軍軍人に下し賜へる勅諭に於て、幕府政治について「且は我國體に戻り且は我祖宗の御制おんせきてに背き奉り淺間しき次第なりき」と仰せられ、更に「再中世ふたたび以降の如き失體なからんことを望むなり」と御誠になつてゐる。

建武
中興の

源氏の滅後、執權北條氏屢々天皇の命に従はず、義時に至つては益々不遜となつた。依つて後鳥羽上皇・土御門上皇・順徳上皇は、御親政の古に復さんとして北條氏討滅を企て給うた。これ、肇國の宏謨を繼ぎ給ふ王政復古の大精神に出でさせられたのである。然るにこの間に於ける北條氏の惡逆は、まことに俱に天を戴くべからざるものであつた。併しながら三上皇の御精神は、遂に後宇多天皇より後醍醐天皇に至つて現れて建武中興の大業となつた。當時皇室に於かせられて、延喜・天曆の聖代に倣つて世を古に復さんと志し給うたことは、種々の文獻に於

てうかゞふことが出来る。實に建武の中興は、遡つては大化の改新と相應じ、降つては明治維新を喚び起すところの聖業であつて、これには天皇を始め奉り諸親王の御盡瘁と共に、幾多の忠臣の輔佐があつた。即ち忠臣には、北畠親房・日野資朝・日野俊基等を始め、新田義貞・楠木正成等があつて、回天の偉業が成就せられた。わけても楠木正成の功業は、永く後人の龜鑑となつてゐる。太平記には「主上御簾みすを高く捲かせて、正成を近く召され、大義早速の功、偏に汝が忠戦にありと感じ仰せられければ」、正成畏まつて「是君の聖文神武の徳に依らずんば、微臣争か尺寸の謀を以て強敵の圍を出づべく候乎」と奉答したと見えてゐる。まことにこれ、忠臣の精神と事業とが我を没して、天皇の大御心、肇國の大精神を奉體し、そこより出づる純粹精神・純粹行なることを示すものである。かの湊川神社に於ける墓碑に「嗚呼忠臣楠子之墓」とあるのは、この楠木氏の精忠を永く

後世に傳へるものである。

以上の如き建武中興の大業も、政權の爭奪をこととして大義を滅却した足利尊氏によつて覆へされた。即ち足利尊氏の大逆無道は、國體を辨へず、私利を貪る徒を使嗾して、この大業を中絶せしめた。かくて天皇が政治上諸般の改革に進み給ひ、肇國の精神を宣揚せんとし給うた中興の御事業は、再び暗雲の中に鎖されるに至つた。北畠親房は、このことについて、

凡そ王土にはらまれて、忠をいたし命を捨つるは人臣の道なり。必ずこれを身の高名と思ふべきにあらず。しかれども、後の人をはげまし、其の跡をあはれみて賞せらるゝは、君の御政なり。下として競ひ諍ひ申すべきにはあらぬにや。まして、させる功なくして過分の望をいたす事、みづからあやぶむるはしなれど、前車の轍をみることは、實まことに有りがたき習なりけむかし。

と嘆じてゐる。太平記に見えてゐる後醍醐天皇の御遺詔には、



只、生々世々の妄念とも成べきは、朝敵を悉く亡ぼして、四海を泰平ならしめんと思ふ計りなり。朕即ち早世の後は第八宮を天子の位に即け奉り、賢士忠臣事を圖り、義助よしすけが忠功を賞して、子孫不義の行なくば、股肱の臣として、天下を鎮むべし。

と仰せられてある。

後醍醐天皇から御四代、御悲運の約六十年間は、吉野に在らせられたのであるが、後龜山天皇は、民間の憂を休め給はんとの大御心から、御讓位の儀を以て神器を後小松天皇に授け給うた。この間に在つて、朝廷の支柱となつた北畠親房は、神皇正統記を著して「神皇正統のよこしまなるまじき理」を述べて、我が國の大道を闡明したのである。親房のこの偉大なる事業は、降つては大日本史等の史書が著され、國體の明徴にせられる因由となつた。又吉野朝の征西將軍懷良親王が、明の太祖の威嚇に對して、毫も國威を辱しめられなかつた御態度は、肇國の精神

を堅持せられた力強き外交であり、その後、尊氏の子孫たる義満・義政が、内、大義を忘れ、名分を紊したのみならず、外、明に對して國威を毀損した態度とは實に霄壤の差がある。

室町時代以後に於て、畏くも皇室の式微の間にも、天壤無窮の皇運は、微動だもすることなく、國內紛亂の裡にも尊皇敬神の實績はあがり、その精神は常に忘れられることはなかつた。これに加ふるに、神道思想次第に勃興し、又國民の皇室に對する崇敬は、數々の美しい忠誠の事蹟となつて現れた。

先に鎌倉時代に於て宋學・禪學が大義名分論・國體論の生起に與つて力があり、延いて建武中興の大業の達成に及んだのであるが、徳川幕府は朱子學を採用し、この學統より大日本史の編纂を中心として水戸學が生じ、又それが神道思想、愛國の赤心と結んでは、山崎闇齋の所謂崎門學派を生じたのである。闇齋の門人淺見綱齋の靖獻遺言、山鹿素行の中朝事實等は、いづれも尊皇の大義を強調したも

のであつて、太平記、頼山陽の日本外史、會澤正志齋の新論、藤田東湖の弘道館記述義、その他國學者の論著等と共に、幕末の勤皇の志士に多大の影響を與へた書である。

儒學方面に於ける大義名分論と並んで重視すべきものは、國學の成立とその發展とである。國學は、文獻による古史古文の研究に出發し、復古主義に立つて古道・惟神の大道を力説して、國民精神の作興に寄與するところ大であつた。本居宣長の古事記傳の如きはその第一に擧ぐべきものであるが、平田篤胤等も惟神の大道を説き、國學に於ける研究の成果を實踐に移してゐる。徳川末期に於ては、神道家・儒學者・國學者等の學統は志士の間交錯し、尊皇思想は攘夷の説と相結んで勤皇の志士を奮起せしめた。實に國學は、我が國體を明徴にし、これを宣揚することに努め、明治維新の原動力となつたのである。

徳川幕府末期の困難なる外交にいたく宸襟を悩ませられた孝明天皇は、屢々關白以下の廷臣及び幕府に勅諭を賜うて、神州の瑕瑾を招かず、皇祖皇宗の御遺業を穢さず、又赤子を塗炭に陥らしめぬやう諭し給ひ、特に重要政務を奏上せしめ、その勅裁を仰がしめ給うた。この非常の時局に際し、皇國の前途を憂へた諸侯・志士等も、内には幕政を改革して國防の充實を遂げ、外には禦侮の籌策の確立せられんことを冀つて、朝廷を慕ひ朝旨を仰がんと欲し、公卿・堂上に接近入説するに至つたので、朝威は次第に伸張して來たのである。夙に洋學を學んだ者には外國文化を攝取して國力を強盛にせんがため、鎖國の不可を説く者もあつたが、天下の形勢は幕府の改造から攘夷討幕に進み、開國公武合體と對立するに至り、内外の時局は、益々紛糾して危急に陥つた。まことに内亂一度起らば、外患これに乗じて到るべきは明らかであつた。前土佐藩主山内豐信は、この情勢を察知して明治天皇御踐祚の後、王政復古、政令一途に出でんことを將軍徳川慶喜に建白し

た。慶喜も夙にこのことを考慮してゐたので、慶應三年十月十四日、

愈朝權一途ニ出不申候而者綱紀難立候間、從來之舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉歸、廣ク天下之公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰ギ、同心協力、共ニ皇國ヲ保護仕候得バ、必ズ海外萬國ト可立立候。臣慶喜國家ニ所盡、是ニ不過ト奉存候。

と上表して大政を奉還せんことを奏請し、明治天皇乃ちこれを嘉納し給うた。次いで同年十二月九日、王政復古の大號令が下された。その中に、

王政復古國威挽回ノ御基被爲立候間、自今攝關幕府等廢絶即今先假ニ總裁議定參與之三職被置萬機可被爲行諸事 神武創業之始ニ原キ縉紳武弁堂上地下之無別至當之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可被遊 叡慮ニ付各勉勵舊來驕惰之汚習ヲ洗ヒ

とあり、復古は當に神武天皇の肇基に原づき、寰宇の統一を圖り、萬機の維新に従ふを以て規準と爲し、百事創業の精神を以て庶政を一新すべきことを宣揚し給うた。更に明治元年三月には、五箇條の御誓文を宣示せられ、同時に賜はつた宸翰に、

朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ
艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里
ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン
事ヲ欲ス

と仰せられてあるのを拜誦する時、天皇御親ら、玉體を勞し宸襟を惱ませられて、艱難辛苦の先に立ち給ひ、以て上は列祖の神靈に應へ、外は萬國に國威を輝かさんとし給うた深い叡慮と強い御決心とが拜せられる。而してこの明治維新は、舊來の陋習を破り、智識を廣く世界に求められたのであるが、それと共に、又惟神

の大道を宣揚し給ひ、我が國古來の精神に則とるべきことを大本とし給うたのである。

かくの如くして諸藩の版籍奉還があり、更に廢藩置縣が行はれて、大政全く朝廷に歸して王政の復古を仰ぎ、維新の大業は成就した。國民の覺醒が常に天皇を中心として展開する姿は、こゝに遺憾なく顯現してゐる。この偉業を翼贊し奉つた先人の功勞、志士の遺烈は深く欽仰すべきはもとより、慶喜がフランス公使より幕府を援助せんとする申出に對して、斷然これを拒絶し、以て外國干涉の累を斷つた例の如きも、亦見逃すことを得ない。

明治二十二年二月十一日、皇室典範及び憲法御制定についての御告文おつげごみに、

皇朕レ謹ミ畏ミ

皇祖

皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ

寶祚ヲ承繼シ舊圖ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ
世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子
孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵
行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘ
シ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス

と宣ひ、又憲法發布勅語には、

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大
典ヲ宣布ス

と宣はせられてある。即ち我が典憲は、肇國の初に當つて、日星の如く昭かなる

大義を時代の進運に適應して紹述遊ばされ、丕基を永遠に鞏固にせられたものである。我が欽定憲法は「朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と仰せられた萬古不磨の大典であつて、肇國の精神の一貫してこゝに彌々鞏きを見る。更に明治二十三年十月三十日には「教育ニ關スル勅語」を下し給ひ、我が國の教育が一に國體に淵源することを昭示遊ばされた。

以上我等は、我が國史の展開が、天皇に於かせられては皇祖皇宗の遺訓の御紹述であり、臣民にあつては私を去つてよく分を全うし、忠誠以て皇運を扶翼し奉るにあることを見た。而してこの上下一如の大精神は、既に我が肇國に於て明らかに示されたものであつて、この大精神が國史を貫き、世々厥の美を濟して今日に至つてゐる。こゝに我等は、戊申詔書に「炳トシテ日星ノ如シ」と仰せられた國史の輝かしい成跡を見るのである。

一、國土と國民生活

國
土

我が國土は、語事によれば伊弉諾ノ尊・伊弉冉ノ尊二尊の生み給うたものであつて、我等と同胞の關係にある。我等が國土・草木を愛するのは、かゝる同胞的親和の念からである。即ち我が國民の國土愛は、神代よりの一體の關係に基づくものであつて、國土は國民と生命を同じうし、我が國の道に育まれて益々豊かに萬物を養ひ、共に大君に仕へ奉るのである。

かくて國土は、國民の生命を育て、國民の生活を維持進展せしめ、その精神を養ふ上に缺くべからざるものであつて、國土・風土と國民との親しく深き關係は、よく我が國柄を現してをり、到るところ國史にその跡を見ることが出来る。

遠き祖先よりの語り傳へが、我が國性を示し、天皇御統治の大本を明らかにす

るものとして、撰録せられて古事記となり、編纂せられて日本書紀となつたが、これに伴つて風土記の撰進を命ぜられたのは、我が國體と國土との深い關係を物語るものである。こゝに「古事」と「風土」との分つことの出来ない深い關係を見る。我が國の語事に於ては、國土と國民とが同胞であることが物語られてゐる。我が國民の國土に親しみ、國土と一になる心は非常に強いのであつて、農業に従ふ人々が、季節の變化に應和し、隨順する姿はよくこれを示してゐる。それは祭祀を中心とする年中行事を始め、衣食住の生活様式の上にまで行き互つてゐる。

萬葉集に見える「吉野宮に幸せる時、柿本朝臣人麿の作れる歌」に、

やすみしし 吾が大王 神ながら 神さびせすと 芳野川

たぎつ 河内に 高殿を 高しりまして 登り立ち 國見をす

れば 疊はる 青垣山 山祇の 奉る御調と 春べは 花か

ざしもち 秋立てば 黄葉かざせり ゆきそふ 川の神も

大御食おほみけに 仕へ奉ると 上つ瀬に 鶉川うづがはを立て 下つ瀬に
小網こなさし渡し 山川も 依りてつかふる 神の御代かも

反 歌

山川もよりてつかふる神ながらたぎつ河内に船出せすかも
とある。この歌を誦む者は、我が國民の國土・自然を見る心を知ることが出来る
であらう。即ち國民も國土も一になつて天皇に仕へまつるのである。國民はかゝ
る心を以て國土・自然と親しみ、その中に生活し、又それによつて産業を營むの
である。これ固より神代に於て天神が我等と國土とを同胞として生み給うたと
ころから出づるのである。

國民生活

この本を一つにする親和・合體の心は、我が國民生活を常に一貫して流れてゐ
る。この精神のあるところ、國民生活は如何なる場合にも對立的でなく、一體的
なものとして現れて来る。

我が國に於ては、政治上・社會上の制度の變遷にも拘らず、いつの時代にも常にこの心が現れてゐる。古くは氏族が國民生活の基本をなし、經濟生活の單位であつて、それは天皇の下に同一血族・同一精神の團體をなしたのである。即ち各人は氏に統合せられ、多くの氏人の上にウヂノカミ氏上があり、これにカキベ部曲の民が附隨し、氏・部としての分業分掌があり、職業によつて、あらゆる人と物とが相倚り相扶けて、天皇を中心として國家をなした。而して夫々の氏族内に於ては、氏上が氏神を祀り、氏人も亦氏上と一體となつて同一の祖先を祭るのである。而してこの祭祀を通じて、氏上と氏人とはたゞ一つとなつて祖先に歸一する。そこに氏の政事もあり、教化もあり、またその職業もある。かくてこの一體たるものを氏上が率ゐて朝廷に奉仕した。

かやうな親しい結合關係は、國史を通じて常に存續してゐた。これは自我を主張する主我的な近代西洋社會のそれと全く異なるものであり、國初より連綿とし

職 業

て續く一體的精神と事實とに基づくものであつて、我が國民生活はその顯現である。そこには、一家・一郷・一國を通じて必ず融和一體の心が貫いてゐる。即ち天皇の下に人と人、人と物とが一體となるところに我が國民生活の特質がある。これ、義は君臣にして情は父子といふ一國即一家の道の存する所以であり、君民一體となり、親子相和して、美しき情緒が家庭生活・國民生活に流れてゐる所以である。

氏族に於ける職業の分掌は、やがて家業尊重の精神を生んでをり、家業の尊重は家名即ち名を重んずることとなる。我が國の古代に於ける名は、個人の氏名の意味ではなく、氏の職業が名である。こゝに我が國民の職業を重んじ、家名を尊重する精神を見ることが出来る。而してつとめの尊重は、宣命を始めとして多くの史實に見られる。天武天皇の御制定になつた冠位の名稱にも勤務追進の文字が用ゐられてゐる。この勤務尊重の精神は、生産・創造・發展のむすびの心であつ

て、我が國産業の根本精神である。この精神は古來農事に於て最もよく培はれた。豊葦原の瑞穂の國といふ我が國名は、國初に於ける國民生活の基本たる農事が尊重せられたことを示すものであり、年中恆例の祭祀が農事に關するもの多しのもこの精神の現れである。天照大神を奉祀する内宮に竝んで外宮に豊受大神を奉祀し、上、皇室を始め奉り、國民が深厚なる崇敬を捧げ來つてゐることに深く思を致すべきであらう。

國民の職業が農業の外に、商業・工業等種々なる方面に分岐發展してゐる今日に於ては、農業を尊重し給ふと同じ御心は、これらのあらゆる産業についてもうかがふことが出来る。昭憲皇太后の御歌に、

ひのものとのくにとまさむとあき人のきそふ心ぞたからなりける

と詠ませられて、商業の重んずべきことを示し給うてゐる。我等はよくこの御精

神を拜して、時勢の進運に伴ひ、各々その職業にいそしまねばならぬ。

三、國民性

風土と
國民性

山鹿素行は、中朝事實に「中國の水土は萬邦に卓爾し、人物は八紘に清秀なり」と述べてゐるが、まことに我が國の風土は、溫和なる氣候、秀麗なる山川に恵まれ、春花秋葉、四季折々の景色は變化に富み、大八洲國は當初より日本人にとつて快い生活地帯であり、「浦安の國」と呼ばれてゐた。併しながら時々起る自然の災禍は、國民生活を脅すが如き猛威をふるふこともあるが、それによつて國民が自然を恐れ、自然の前に威壓せられるが如きことはない。災禍は却つて不撓不屈の心を鍛鍊する機會となり、更生の力を喚起し、一層國土との親しみを増し、それと一體の念を彌強くする。西洋神話に見られる如き自然との鬭争は、我が國

の語事には見られず、この國土は、日本人にとつてはまことに生活の樂土である。「やまと」が漢字で大和と書かれたことも蓋し偶然ではない。

賴山陽の作として人口に膾炙せる今いま様に、

花より明くるみ吉野の 春の曙見わたせば

もろこし人も高麗人も 大和心になりぬべし

とあるのは、我が美しき風土が大和心を育み養つてゐることを示したものである。又本居宣長がこの「敷島の^{大和心}」を歌つて、「朝日に匂ふ山櫻花」といつてゐるのを見ても、如何に日本の情操が日本の風土と結びついてゐるかが知られよう。

更に藤田東湖の正氣の歌には、

天地正大の氣粹然として神州に鍾あつまる

秀でては不二の嶽となり、巍々として千秋に聳え

注いでは大瀛たいやうの水となり、洋々として八州を環る

發しては萬朶の櫻となり、衆芳與に儔たぐひし難し

とあつて、國土草木が我が精神とその美を競ふ有様が詠まれてゐる。

清明心

かゝる國土と既に述べた如き君民和合の家族的國家生活とは、相俟つて明淨正直の國民性を生んだ。即ち文武天皇御即位の宣命その他に於て、

明き淨き直き誠の心

清き明き正しき直き心

と繰り返されてゐる。これは既に、神道に於ける禊祓の精神として語事にもうかがはれるのであるが、天武天皇の十四年に御制定になつた冠位の名稱には、勤務追進の上に明淨正直の文字が示され、如何にこの國民性が尊重せられたかがわかる。明淨正直は、精神の最も純な力強い正しい姿であつて、所謂眞心であり、まことである。このまことの外部的表現としての行爲・態度が勤務追進である。即ちこの冠位の名稱は、明るい爽やかな國民性の表現であり、又國民の生活態度で

もあつた。而してまことを本質とする明淨正直の心は、單なる情操的方面に止まらず、明治天皇の御製に、

しきしまの大和心を、しきはことある時ぞあらはれにける
と仰せられてある如く、よく義勇奉公の精神として發現する。萬葉集には「海行
かば 水漬くかばね 山行かば 草むすかばね 大皇の 邊にこそ死なめ かへ
りみはせじ」と歌はれ、蒙古襲來以後は、神國思想が顯著なる發達を遂げて、大
和魂として自覺せられた。まことに大和魂は「國祚之永命を祈り、紫極之靖鎮を
護り」來つたのであつて、近くは日清・日露の戦役に於て力強く覺醒せられ、且
具現せられた。

明き清き心は、主我的・利己的な心を去つて、本源に生き、道に生きる心である。即ち君民一體の肇國以來の道に生きる心である。こゝにすべての私心の穢は去つて、明き正しき心持が生ずる。私を没して本源に生きる精神は、やがて義勇

奉公の心となつて現れ、身を捨てて國に報ずる心となつて現れる。これに反して、己に執し、己がためにのみ計る心は、我が國に於ては、昔より黒き心、穢れたる心といはれ、これを祓ひ、これを去ることを努めて來た。我が國の祓は、この穢れた心を祓ひ去つて、清き明き直き本源の心に歸る行事である。それは、神代以來國民の間に廣く行はれて來た行事であつて、大祓の詞に、

かく聞食してば、皇御孫の命の朝廷を始めて、天の下四方の國には、罪と云ふ罪は在らじと、科戸の風の天の八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津邊に居る大船を舳解き放ち、艦解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く、彼方の繁木が本を、燒鎌の敏鎌以ちて打ち掃ふ事の如く、遺る罪は在らじと、祓へ給ひ、清め給ふ事を、高山の末短山の末より、さくなだりに落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩と云ふ

神、大海原に持ち出でなむ。かく持ち出で往なば、荒鹽の鹽の八百道の八鹽道の鹽の八百會に坐す速開都比咩と云ふ神、持ち可呑みてむ。かく可呑みてば、氣吹戸に坐す氣吹戸主と云ふ神、根の國底の國に氣吹き放ちてむ。かく氣吹き放ちてば、根の國底の國に坐す速佐須良比咩と云ふ神、持ちさすらひ失ひてむ。かく失ひてば、天皇が朝廷に仕へ奉る官官の人等を始めて、天下四方には、今日より始めて、罪と云ふ罪は在らじ……

とある。これ我が國の祓の清明にして雄大なる精神を表したものである。國民は常にこの祓によつて、清き明き直き心を維持し發揚して來たのである。

人が自己を中心とする場合には、沒我獻身の心は失はれる。個人本位の世界に於ては、自然に我を主として他を従とし、利を先にして奉仕を後にする心が生ずる。西洋諸國の國民性・國家生活を形造る根本思想たる個人主義・自由主義等と、

我が國のそれとの相違は正にこゝに存する。我が國は肇國以來、清き明き直き心を基として發展して來たのであつて、我が國語・風俗・習慣等も、すべてこゝにその本源を見出すことが出来る。

沒我同化

わが國民性には、この沒我・無私の精神と共に、包容・同化の精神とその働力が力強く現れてゐる。大陸文化の輸入に當つても、己を空しうして支那古典の字句を使用し、その思想を採り入れる間に、自ら我が精神がこれを統一し同化してゐる。この異質の文化を輸入しながら、よく我が國獨特のものを生むに至つたことは、全く我が國特殊の偉大なる力である。このことは、現代の西洋文化の攝取についても深く鑑みなければならぬ。

抑、沒我の精神は、單なる自己の否定ではなく、小なる自己を否定することによつて、大なる眞の自己に生きることである。元來個人は國家より孤立したものではなく、國家の分として各々分擔するところをもつ個人である。分なるが故に常に

國家に歸一するをその本質とし、こゝに沒我の心を生ずる。而してこれと同時に、分なるが故にその特性を重んじ、特性を通じて國家に奉仕する。この特質が沒我の精神と合して他を同化する力を生ずる。沒我・獻身といふも、外國に於けるが如き、國家と個人とを相對的に見て、國家に對して個人を否定することではない。又包容・同化は他の特質を奪ひ、その個性を失はしむることではなく、よくその短を棄てて長を生かし、特性を特性として、採つて以て我を豊富ならしめることである。こゝに我が國の大いなる力と、我が思想・文化の深さと廣さを見出すことが出来る。

國語

沒我歸一の精神は、國語にもよく現れてゐる。國語は主語が屢々表面に現れず、敬語がよく發達してゐるといふ特色をもつてゐる。これはものを對立的に見ずして、沒我的・全體的に思考するがためである。而して外國に於ては、支那・西洋を問はず、敬語の見るべきものは少ないが、我が國に於ては、敬語は特に古くよ

り組織的に發達して、よく恭敬の精神を表してゐるのであつて、敬語の發達について、主語を表さないことも多くなつて來た。この恭敬の精神は、固より皇室を中心とし、至尊に對し奉つて己を空しうする心である。おほやけに對するにわたくしの語を以て自稱とし、古くから用ゐられる「たまふ」、或は「はべる」「さぶらふ」等の動詞を崇敬・敬讓の助動詞に轉じて用ゐる如きがこれである。而してこの「さぶらふ」「さむらふ」といふ文字から武士の意味の「侍」の語が出たのであり、書簡文に於ける候文の發達となつた。今日用ゐられてゐる「御座います」の如きも、同様に高貴なる座としての「御座ある」と、「いらつしやる」「御出でになる」といふ意味の「います」から來た「ます」とからなつてゐるのである。

風俗習慣

次に風俗・習慣に於ても、我が國民性の特色たる敬神・尊皇・沒我・和等の精神を見ることが出来る。平素の食事も御飯を戴くといひ、初穂を神に捧げ、先づ祖先の靈前に供へた後、一家の者がこれを祝ふのは、食物は神より賜はつたもの

であり、それを戴くといふ心持を示してゐる。新年の行事に於て、門松を立て、若水を使ひ、雑煮を祝ふところにも、遠い祖先からの傳統生活がある。賀詞を述べて齡を祝ふのは、古に於ては、氏上が聖壽を祝ひ奉る壽詞よごとの精神につながるものであり、萬歳の稱呼の如きも亦同じ意味の祝言である。

鎮守はもとより、氏神様といふのは、大體に於て産土うぶぢの神と考へてよいが、地方的な團體生活の中心をなして今日に及んでゐる。今日の彼岸會ひがんまや盂蘭盆會うらんぼんまの行事は、佛教のそれと民俗信仰と合したものと思はれ、鎮守の社や寺の境内で行はれる盆踊について見ても、農村娛樂の間にこの兩系統の信仰の融合統一が見られる。農事に關しては、豊年を祝ふ心、和合共榮の精神、祖先崇拜の現れ等をうかがふことが出來、同時に我が舞踊に多い輪をどりの形式にも、中心に向つて統一せられる没我的な特色が出てゐて、西洋の民族舞踊に多い男女對偶の形式に相對してゐる。子供が生まれた時、お宮參りをさせる風習が廣く行はれてゐるが、こ

れには氏神に對する古からの心持が現れてゐる。

年中行事には節供の如きものがあり、自然との關係、外來文化の融合調和等が見られるが、更に有職故實等に及んでは、その形の奥に汲み出される傳統精神を見逃すことは出来ない。年中行事には、既に擧げたやうに氏族生活の倂を留めるものもあれば、宮廷生活の間から生まれたものもあり、又武家時代に儀式として定められたものもある。いづれもその底には我が傳統の精神が輝いてゐる。雛祭の如きは、最初は祓の行事を主體とし、平安時代の貴族の生活に入つて、ひいな遊びとなり、娛しみと躰とを併せた儀式的な行事となつた。更にそれが江戸時代になつては、内裏雛を飾り、皇室崇敬の心を託することになつた。

四、祭祀と道德

明治天皇の御製に、

神風の伊勢の宮居の事をまづ今年も物の始にぞきく

と仰せられてあるのは、我が^{まつりごとはじめ}政始の御儀を御歌ひになつたのであつて、この御儀には、總理大臣が、先づ前年中、神宮の祭祀の滞りなく奉仕せられた旨を奏上する。こゝに、我が國政治の最も重要なものとして、祭祀をみそなはせ給ふ大御心を拜することが出来る。大日本史の神祇志に、

夫れ祭祀は政教の本づく所。敬神尊祖、孝敬の義天下に達す。

凡百の制度も亦是に由つて立つ。

とあるのは、祭祀と政治と教育とが根源に於て一致する我が國の特色をよく明らかにしてゐる。我が國は現御神にまします天皇の統治し給ふ神國である。天皇は、神をまつり給ふことによつて天^ツ神と御一體となり、彌^ニ現御神としての御徳を明らかにし給ふのである。されば天皇は特に祭祀を重んぜられ、賢所・皇靈殿・神

殿の宮中三殿の御祭祀は、天皇御親らこれを執り行はせ給ふのである。明治二年、神祇官内に神殿を建てて、天神地祇・御歴代皇靈を奉祭せられ、同三年、天皇は鎮祭の詔を渙發し給うて、

朕恭しく惟みるに 大祖業を創め 神明を崇敬し、蒼生を愛撫す。祭政一致由來する所遠し矣。朕寡弱を以て夙に 聖緒を承け、日夜^{じゆつてき}怵惕、天職の或は虧くることを懼る。乃ち祇^{まゐ}に 天神地祇 八神^{やふ}暨び 列皇神靈を神祇官に鎮祭して、以て孝敬を申ぶ。庶幾くは、億兆をして矜式^{きやうしよく}するところあらしめむ。

と仰せられた。臣民は、この大御心を承け奉つて、同じく祭祀を以て我が肇國の精神を奉體し、私を捨てて天皇の御安泰を祈り奉り、又國家に報ずる精神を磨くのである。かくの如く天皇の神に奉仕せられることと臣民の敬神とは、いづれもその源を同じうし、天皇は祭祀によつて彌々君徳を篤くし給ひ、臣民は敬神によつ

て彌、その分を竭くすの覺悟を堅くする。

我が國の神社は、古來祭祀の精神及びその儀式の中心となつて來た。神社は惟神の道の表現であつて、神に奉齋し、報本反始の誠を致すところである。御鏡に關する神勅は、神宮竝びに賢所の奉齋の由つて來る本であり、神社存立の根本義は、日本書紀の皇孫降臨の條に於ける天アマ神籬ヒメノロ及び天アマ磐境イハサカに關する神勅にある。

即ち高皇產靈ノ神が、天ノ兒屋ノ命・太玉ノ命に、

吾は則ち天アマ神籬及び天アマ磐境を起た樹たてて、當に吾孫オノミマの爲めに齋いはひ奉らむ。汝シメシ天ノ兒屋ノ命、太玉ノ命、宜しく天アマ神籬ヒメノロを持ちもちて、葦原の中ミ國に降りて、亦吾孫の爲めに齋いはひ奉れ。

と仰せられた御心に副ひ奉るのである。

神社に齋いはき祀る神は、皇祖皇宗を始め奉り、氏族の祖おやの命みこと以下、皇運扶翼の大業に奉仕した神靈である。この神社の祭祀は、我が國民の生命を培ひ、その精神

の本となるものである。氏神の祭に於て報本反始の精神の發露があり、これに基づいて氏人の團欒があり、又御輿を擔いで渡御に仕へる鎮守の祭禮に於て、氏子の和合、村々の平和がある。かくて神社は國民の郷土生活の中心ともなる。更に國家の祝祭日には國民は日の丸の國旗を掲揚して、國民的敬虔の心を一にする。而してすべての神社奉齋は、究極に於て、天皇が皇祖皇宗に奉仕し給ふところに歸一するのであつて、こゝに我が國の敬神の根本が存する。

祭には、穢を祓つて神に奉仕し、まことを致して神威を崇め、神恩を感謝し、祈願をこめるのである。神に向ふ心持は、我が國に於ては親と子との關係といふ最も根本的なところから出でゐる。即ち罪穢を祓つて祖おやに近づくことであり、更に私を去つて公に合し、我を去つて國家と一となるところにある。

而してその穢を去つた敬虔な心からの自然の發露としては、西行法師の
何事のおはしますをば知らねども忝さの涙こぼるる

といふ歌がある。

神社は國家的の存在であるのを根本義とするものであるから、令リヤウに於ける神祇官以來、國家の制度・施設として存して來たのであつて、現在に於ける各派神道、その他の一般の宗教とはその取扱を異にしてゐる。

明治天皇の御製には、

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢の

おほかみ

と仰せられ、又、祝部ハカリベ行氏ユキウヂも、

神垣に御代生まれと祈るこそ君に仕ふる誠なりけれ

と詠んでゐる。かくて皇大神宮は我が國神社の中心であらせられ、すべての神社は國家的の存在として、國民の精神生活の中軸となつてゐる。

我が國祭祀の本旨は以上の如きものであるが、これを西洋の神に對する信仰に

比すると、その間に大なる逕庭がある。西洋の神話・傳説にも多くの神々が語られてゐるが、それは肇國の初よりつながらる國家的な神ではなく、又國民・國土の生みの親、育ての親としての神ではない。我が國の神に對する崇敬は、肇國の精神に基づく國民的信仰であつて、天や天國や彼岸や理念の世界に於ける超越的な神の信仰ではなく、歴史的國民生活から流露する奉仕の心である。従つて我が國の祭祀は、極めて深く且廣き意義をもつと同時に、又全く國家的であり、實際生活活である。

道 徳

以上の如き敬神崇祖の精神が、我が國民道德の基礎をなし、又我が文化の各方面に行き互つて、外來の儒教・佛教その他のものを包容同化して、日本的な創造をなし遂げしめた。我が國民道德は、敬神崇祖を基として、忠孝の大義を展開してゐる。國を家として忠は孝となり、家を國として孝は忠となる。こゝに忠孝は一本となつて萬善の本となる。

忠は、明淨正直の誠を本として勤務つとめをはげみ、分を竭くし、以て天皇に奉仕することであり、この忠を本として親に對する孝が成り立つ。それは我が國民が、祖先以來行つて來た古今に通じて謬らざる惟神の大道である。

「教育ニ關スル勅語」には國民道德の大本を教へ給うて、

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト
深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥
ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ
此ニ存ス

と仰せられ、又、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守
スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス
朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

と宣はせられてある。

我が國に於て明淨正直の誠が重んぜられたことは、語事に見え、宣命に示され、冠位の名ともなつたことによつて明らかである。寶基本紀等に「冥加は正直を以て本と爲す」といひ、又倭姫命世記には、

黒きたなき心無くして丹あかき心を以て清く潔く齋いもけり慎み、左の物を右に移さず、右の物を左に移さずして、左を左とし、右を右とし、左に歸り右に廻る事も、萬の事違ふ事なくして、大神に仕へ奉れ。元はじめを元はじめとし、本もとを本もととする故なり。

と述べてある。これは即ち明淨正直の精神を明らかにするものであつて、左右相混ぜず、右を右とし左を左とし、各、その位を正し、その分を明らかにして寸毫も違はず、一切の歪曲を許さず奸惡邪曲を容れない心である。而してこの寸毫も違はない正直とその正直の働とを以て、始めて元を元とすることが出来る。北畠親

房の神皇正統記は、この精神を承けて正直を強調し、その著とせられる元元集の名は右の文を直接の典據とすると思はれるが、國民道德として特に心すべきことは、この左を左とし右を右とし、夫々のものをあるべき情態、正しき姿にあらしめ、以て元を元とし、本を本とすることである。

武士道

我が國民道德の上に顯著なる特色を示すものとして、武士道を擧げることが出来る。武士の社會には、古の氏族に於ける我が國特有の全體的な組織及び精神がよく繼承せられてゐた。故に主として儒教や佛教に學びながら、遂によくそれを超えるに至つた。即ち主従の間は恩義を以て結ばれながら、それが恩義を超えた没我の精神となり、死を視ること歸するが如きに至つた。そこでは死を輕んじたといふよりは、深く死に徹して眞の意味に於てこれを重んじた。即ち死によつて眞の生命を全うせんとした。個に執し個を立てて全を失ふよりも、全を全うし全を生かすために個を殺さんとするのである。生死は根本に於て一であり、生死を

超えて一如のまことが存する。生もこれにより、死も亦これによる。然るに生死を對立せしめ、死を厭うて生を求むることは、私に執著することであつて武士の恥とするところである。生死一如の中に、よく忠の道を全うするのが我が武士道である。

戰國時代に於ても、領主はよく家長的精神を發揮して領民を愛護してゐる。これ又武士道の現れでなければならぬ。武士の心掛は、平時にあつては、家の傳統により敬神崇祖の心を養ひ、常に緩急に處する覺悟を練り、智仁勇を兼ね備へ、なさを解し、物のあはれを知るものたらんと努めるにある。武士道の大成に與つて力のあつた山鹿素行・松宮觀山・吉田松陰等は、いづれも敬神の念に篤い人であつた。この武士道が、明治維新と共に封建の舊態を脱して、彌、その光を増し、忠君愛國の道となり、又皇軍の精神として展開して來たのである。

佛
教
佛教は印度に發し、支那・朝鮮を経て我が國に入つたものであるが、それは信

仰であると共に道徳であり、又學問である。而して我が國に入つては國民精神に醇化せられて、國民的な在り方を以て發展した。古くは推古天皇二年春二月に、天皇は皇太子及び大臣に三寶興隆の詔を下し給ひ、その詔によつて君恩と親恩とに報ずるために寺塔が建立せられた。君親の恩を報ずるために寺を建てるといふ佛教傳來初期のこの精神は、やがて南都佛教に於て鎮護國家の精神として現れ、天台宗・眞言宗に至つてはこの標幟を掲げ、その後臨濟宗の興禪護國論の如き、又日蓮宗の立正安國論の如き主張となり、その他、新佛教の祖師達も齊しく王法を重んじた。而してこれと共に、その教理的發達にも大いに見るべきものがあつた。眞言宗が森羅萬象を大日如來の顯現とし、即身成佛を説き、天台宗が草木國土も悉皆佛性をもち、凡夫も悟れば佛であるといひ、解脫を衆生に及ぼすことを説くところに、天照大神を中心とする神祇崇敬及び歸一沒我の精神、一視同仁、衆と共に和する心に相應するもののあるのを觀る。南都佛教の或ものに於ては、

解脱に差別を説いてゐるのに、平安佛教以後、特に無我に基づく差別即平等、平等即差別の佛教本來の趣意を明らかにして、一切平等を説くに至つたのは、やはり差別即平等の心を有つ我が國の民族的・家族的な精神、沒我的・全體的精神によつて攝取醇化せられたものであつて、例へば親鸞が御同朋御同行と呼びかけてゐるが如きこれである。淨土宗・眞宗は聖道門に對する易行道いぎやうだうの淨土門をとり、還相げんさう回向かうを説き、時宗は利他教化けつたけの遊行ゆぎやうをなして、佛教をして國民大衆の佛教とした。親鸞が阿彌陀佛の絶對他力の攝取救済を説き、自然じぜん法爾ほふにを求めたところには、沒我歸一の精神が最もよく活かされてゐると共に、法然が時處所縁を嫌はず念佛して、ありのままの姿に於て往生の業ごふを成ずることを説いたところには、日本人の動的な實際的な人生觀が現れてゐる。又道元が、自己を空しうした自己の所行が道に外ならぬとし、治生産業皆これ報恩の行となす沒我的精神、實際的な立場をとる點に於て同様のものをもつてゐる。この精神は、次第に神儒佛三教一

致等の説ともなつて現れるに至つた。天台宗以下、釋尊よりの歴史的相傳師承を據り所とし、聖德太子に復らうとする運動を生じたところには、歴史・傳統を尊重する精神が見られる。かやうにして我が國は大乗相應の地とせられて、佛教を今日にあらしめたのであり、國民的な在り方、性格が自ら顯現してゐる。かくの如く同化せられた佛教が、我が文化を豊富にし、もの見方に深さを與へ、思索を訓練し、よく國民生活に滲透し、又國民精神を鼓舞してゐるのであつて、彼岸會・孟蘭盆會の如き崇祖に關聯する行事をも生ずるに至つた。

五、國民文化

文
化

我が國の文化は、肇國以來の大精神の顯現である。これを豊富にし發展せしめるために外來文化を攝取醇化して來た。支那の明時代に著された五雜俎に、經書

のうち孟子を携へて日本へ往く者があれば、その船は必ず覆溺するといふ傳説を掲げてゐる如きは、凡そ革命思想が我が國體と根本的に相容れないことを物語るものであり、我が不動の精神とこれに基づく嚴正な批判との存することを意味してゐる。菅原道眞の語といはれる「和魂漢才」なる言葉が一般に行はれたのも、かやうな意味に於てである。

凡そまことの文化は國家・民族を離れた個人の抽象的理念の所産であるべきではない。我が國に於ける一切の文化は國體の具現である。文化を抽象的理念の展開として考へる時、それは常に具體的な歴史から遊離し、國境を超越する抽象的・普遍的のものとならざるを得ない。然るに我が國の文化には、常に肇國の精神が儼存してをり、それが國史と一體をなしてゐる。

かくて我が國の文化は、一貫せる精神をもつと共に、歴史の各時代に於て各、異なる特色を現してゐる。而して創造は常に回顧と一となり、復古は常に維新の原

動力となる。即ち今と古とは一となり、そこに新時代の創造が営まれる。我が國の歴史を辿るものは、到るところにこの事實の明瞭に現れてゐるのを見るであらう。従つて我が國に於ては、復古なき創造は眞の意味に於ける創造ではない。それと同時に創造なき復古は眞の復古ではない。たゞ肇國以來一貫せる精神に基づき「むすび」こそ、我が國のまことの發展の姿でなければならぬ。

學問

元來我が國の學問は、歴代の天皇の御獎勵によつて發達し、今日あるを得たのである。即ち夙に儒教・佛教並びにこれに隨伴した大陸の文化を攝取し、これを保護獎勵し給うたのである。遣隋使・遣唐使にそへて多數の留學生、學問僧を遣されて廣く外國文化の粹を採り給うたことや、萬葉集の撰集に次いで、古今和歌集以下所謂二十一代集等の勅撰、或は勅版の印行等、學問を御獎勵遊ばされたことは枚擧に遑がない。これは近く明治維新以來、西洋の學問・技術の攝取普及に關する明治天皇の御軫念にも拜することが出来る。かく學問を保護獎勵し給ふこ

とは、一に皇祖肇國の御精神を恢弘し、國運の隆昌、民福の増進に大御心を注がせ給ふがために外ならぬ。

古來我が國の學問には、自ら肇國以來一貫せる精神が流れてゐる。聖德太子は、皇道の羽翼として儒・佛・老の教を攝取せられて、憲法十七條を肇作し、又三經さんぎやうの義疏ぎしよを著し給うた。理ことわり即ち道理といふことを説かれるにしても、それは決して抽象的・普遍的な理法といふが如きものとしてではなく、具體的に一貫せる傳統精神の上に踐み行ふべき道として示し給うてゐる。而してこの道によつて、當時の多岐多方面に互る學問・文化は綜合統一せられ、爾來常に復古と創造、傳統と發展とが相即不離に展開し、進歩を遂げて來た。

國史については聖德太子は夙に天皇記・國記等を作り給ひ、次いで天武天皇の聖旨に基づき、元明天皇は古事記三卷を撰録せしめ給ひ、元正天皇は勅して日本書紀三十卷を編纂せしめ給うた。而して日本書紀が撰進せられた翌年から、宮中

に於てこれが講筵を設けさせられ、臣民をして我が國のまことの姿を明らかに覺らしめ給ふところがあつた。勅命による修史の事業は、醍醐天皇の御代に至るまで相繼ぎ、所謂六國史の成立を見るに至つたが、後世民間にも、大日本史の如き修史事業が企てられたのである。又、江戸時代に勃興した國學は、古典の研究に發した復古の學であり、國史と共によく國體を明らかにし、國民精神の宣揚に大いに貢獻するところがあつた。

我が國のあらゆる學問は、その究極を國體に見出すと共に、皇運の扶翼を以てその任務とする。江戸時代に西洋の醫學・砲術その他が傳來した時、非常な困難を排してその研究に當つたのも、又、明治維新後、西洋の學術百般の採用に専念し、努力したのも、皆これ皇運を扶翼し奉る臣民の道に立つてのことであつた。併しながら非常の勢を以て外來文化を輸入し、諸方面に向つて大いに發展しつゝ、ある今日の學問に於ては、知らず識らずの間にこの中心を見失ふ懼れなしとな

い。明治天皇は五箇條の御誓文の中に、

智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と仰せられてゐるのであつて、如何なる學問に従事するものも、常に思をこの根本の目的に致し、よく我が國學問の本旨を逸脱せず、以て聖旨に副ひ奉ることに努めねばならぬ。

教 育

我が國の教育も、亦一に國體に基づき、國體の顯現を中心とし、肇國以來の道にその淵源を有すべきことは、學問の場合と全く同様である。我が教育は、古く氏上が氏人を率ゐて朝廷に奉仕した時代に於ては、その氏々に於ける祖先以來の奉仕の歴史の傳承が教育の内容をなした。例へば高橋氏文（うせぶみ）に於て、高橋氏の祖磐鹿六（かむつかり）鴈命が景行天皇に奉仕して忠勤を擢んでてより、代々家職を襲ぎ、朝廷の内膳職に奉仕する由來を述べて、その子孫を教訓し、以て奉公の念を厚うせしめた如き、古來諸家の氏文は皆この類である。後世武士の教育についても、この傳統

による家庭教育を重んじ、家門の名を守るべきことを常に訓へたのである。吉野朝の忠臣菊池氏の家訓たる菊池武茂^{たけもち}起請文に、

武茂弓箭の家に生まれて、朝家に仕ふる身たる間、天道に應じて正直の理を以て、家の名をあげ、朝恩に浴して身を立せんことは、三寶の御ゆるされをかうぶるべく候。その外私の名聞己欲のために義をわすれ恥をかへりみず、當世にへつらへる武士の心をながく離るべく候。

とあるはその例である。

近世に於ける國民教育は、神道家・國學者・儒者・佛教家・心學者等の活動によるものが多かつた。神道家に於ける中臣祓^{なかとみのはらへ}の尊重、國學者に於ける我が古典の研究とその普及との如きは、最も顯著なものである。かうした人々の貢獻に關聯して、神社に於ては和歌・俳諧の神前披講・獻額等が行はれ、奉納額は算道に關

するものにも及んでゐる。諸藝諸道の祖として夫々の守護神を立て、八幡宮を武神として尊崇し、天滿天神を文神として仰ぎ、素戔嗚尊の八雲の神詠に和歌の起原を求めるなど、種々の道の起原を神に求めてゐる。

抑「をしへ」は「愛し」の語が示すやうに慈しみ育てる意味であり、人間自然の慈愛を基として道に従つて人を育てることである。「みちびく」は子弟をして道に至らしめる意味である。我が國の教育は、明治天皇が「教育ニ關スル勅語」に訓へ給うた如く、一に我が國體に則とり、肇國の御精神を奉體して、皇運を扶翼するをその精神とする。従つて個人主義教育學の唱へる自我の實現、人格の完成といふが如き、單なる個人の發展完成のみを目的とするものとは、全くその本質を異にする。即ち國家を離れた單なる個人的心意・性能の開發ではなく、我が國の道を體現するところの國民の育成である。個人の創造性の涵養、個性の開發等を事とする教育は、動もすれば個人に偏し個人の恣意に流れ、延いては自由放

任の教育に陥り、我が國教育の本質に適はざるものとなり易い。

教育は知識と實行とを一にするものでなければならぬ。知識のみの偏重に陥り、國民としての實踐に缺くる教育は、我が國教育の本旨に悖る。即ち知行合一してよく肇國の道を行ずるところに、我が國教育の本旨の存することを知るべきである。諸の知識の體系は實踐によつて初めて具體的のものとなり、その處を得るのであつて、理論的知識の根柢には、常に國體に連なる深い信念とこれによる實踐とがなければならぬ。而して國民的信念及び實踐は理論的知識によつて益々正確にせられ、發展せしめられるのであるから、我が國教育に於ても、理論的・科學的知識は彌々尊重獎勵せられねばならぬが、同時にそれを國民的信念及び實踐と離れしめずして、以て我が國文化の眞の發達に資するところがなければならぬ。即ち一面諸科學の分化發展を圖ると共に、他面その綜合に留意し、實行に高め、以てかゝる知識をして各々その處を得しめ、その本領を發揮せしむべきである。

畏くも明治天皇は、明治十二年、教學大旨に、

教學ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ知識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ

然ルニ輓近専ラ智識才藝ノミヲ尙トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破リ風俗ヲ傷フ者少カラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ効ヲ奏スト雖モ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ル、所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ルヘカラス是我邦教學ノ本意ニ非サル也

と仰せられてゐる。寔に今の時世に照して深く思を致さなければならぬところである。

藝道

我が國の道は、古來の諸藝にも顯著に現れてゐる。詩歌・管絃・書畫・聞香・茶の湯・生華・建築・彫刻・工藝・演劇等、皆その究極に於ては道に入り、又道より出でてゐる。道の現れは、一面に於て傳統尊重の精神となり、他面に於て創造發展の行となる。従つて中世以來我が國の藝道は、先づ型に入つて修練し、至つて後に型を出るといふ修養方法を重んじた。それは個人の恣意を排し、先づ傳統に生き型に従ふことによつて、自ら道を得、而して後これを個性に従つて實現すべきことを教へたものである。これ我が國藝道修業の特色である。

我が藝道に見出される一の根本的な特色は、沒我歸一の精神に基づく様式を採ることであり、更に深く自然と合致しようとする態度のあることである。庭園の造り方を見ても、背景をなす自然との融合をはかり、布置配列せられた一木一石の上にも大自然を眺めようとし、竹の簀の子に萱の屋根の亭を設けて自然の懷に没入しようとする。即ち主觀的計畫に流れ人意を恣にするが如きものではない。

茶道に於て佗びを尊ぶのも、それを通じて我を忘れて道に合致しようとする要求に出づる。狭い茶室に膝つき合せて一期一會いちごいちかいを楽しみ、主客一味の喜びにひたり、かくして上下の者が相寄つて私なく差別なき和の境地に到るのである。この心は、古來種々の階級や職業のものが差別の裡に平等の和を致し、大なる忘我奉公の精神を養つて來たことによく相應する。繪畫に於ても、大和繪の如きは素直な心を以て人物・自然を寫し、流麗にして趣致に富み、日本人の心を最もよく表現してゐる。連歌・俳諧の如きは、本來一人の創作ではなく集團的な和の文學、協力の文學である。又簡素清淨なる神社建築は、よく自然と調和して限りなく神々しいものとなつてゐる。寺院建築の如きも、よく山川草木の自然に融合して優美なる姿を示し、鎧兜や衣服の模様に至るまで自然との合致が見られるといふが如く、廣く美術工藝等にもよくこの特色が現れてゐる。更に我が國藝術について注意すべきは、精神と現實との綜合調和及び夫々の部門の藝術が互に結びついてゐるこ

とである。即ち世阿彌の「花」、芭蕉の「さび」、近松門左衛門の虚實論等に於ては、この心と物との深い一體の關係を捉へてゐる。繪卷物に於ては、文學・繪畫・工藝等の巧なる綜合が見られ、能樂に於ては、詞章・謠歌うたひ、奏樂はやし、舞蹈・演伎かた、繪畫、工藝等の力強い綜合的實現がある。歌舞伎に於ても音樂と舞蹈と所作との融合にその特色が現れてをり、又花道はなみちによつて舞臺と觀衆との融和にまで進んでゐる。

これを要するに、我が國の文化は、その本質に於て肇國以來の大精神を具現せるものであつて、學問・教育・藝道等、すべてその基づくところを一にしてゐる。將來の我が國文化も當にかゝる道の上に立つて益々創造せらるべきである。

六、政治・經濟・軍事

我が國は萬世一系の天皇御統治の下、祭祀・政治はその根本を一にする。大化の改新に於て唐制を採用するに際し、孝徳天皇が悦以て民を使ふの道を問ひ給へるに對し、蘇我石川麻呂は「先づ以て神祇を祭いひ鎮めて、然して後に應に政事を議るべし」と奏上してゐる。我が國古の成文法は近江令より養老令に至つて完成せられたが、その職員令の初に先づ神祇官を置き、又特に神祇令を設けてある。明治天皇は「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典禮の基本なり」と詔せられてゐる。即ち祭祀の精神は肇國以來政事の本となつたのであつて、宮中に於かせられては、畏くも三殿の御祭祀をいとも嚴肅に執り行はせられる。これ皇祖肇國の御精神を體し、神ながら御世しろしめし給ふ大御心より出づるものと拜察し奉るのである。實に敬神と愛民とは歴代の天皇の有難き大御心である。

明治天皇は、皇祖皇宗の御遺訓、御歴代統治の洪範を紹述し給ひ、明治二十二年二月十一日を以て皇室典範を御制定になり、大日本帝國憲法を發布遊ばされた。

外國に於ける成文憲法は、大體に於て既存の統治權者を放逐し、又は掣肘することから生まれた。前の場合は所謂民約憲法と稱せられるけれども、その實は平等な人民が自由の立場に於て交互に契約したものでなくして、權力爭奪に於ける勝利者によつて決定せられたものに過ぎない。後の場合は所謂君民協約憲法と稱せられるものであつて、これは傳統的の權力者たる君主が新興勢力に強要せられて相互の勢力圏を協定したものに外ならぬ。尙この外に欽定憲法の名を冠するものがあつても、それは程度の差こそあれ、實質に於ては、矢張りこの種の協約憲法以外のものではない。

然るに帝國憲法は、萬世一系の天皇が「祖宗ニ承クルノ大權」を以て大御心のまゝに制定遊ばされた欽定憲法であつて、皇室典範と共に全く「みことのり」に外ならぬ。

而してこの欽定せられた憲法の内容は、外國に於けるが如き制定當時の權力關

係を永久に固定せんがために規範化したものでもなく、或は民主主義・法治主義・立憲主義・共産主義・獨裁主義等の抽象的理論又は實踐的要求を制度化したものでない。又外國の制度を移植し摸倣したものでなく、皇祖皇宗の御遺訓を顯彰せられた統治の洪範に外ならぬ。これは、典憲欽定に際して皇祖皇宗の神靈に誥げ給うた御告文に、

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ
と仰せられ、又、

皇祖

皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス
と宣はせられたことによつても昭かである。

かくの如き皇祖皇宗の御遺訓を紹述せんとの大御心は、獨り典憲欽定に際して

のみならず、明治の御代を一貫して渝らせられぬものであつたことは、

世はいかに開けゆくともいにしへの國のおきてはたがへざら
なむ

かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひな
りける

さだめたる國のおきてはいにしへの聖の君のみこゑなりけり
の御製によつても拜せられる。しかもかくの如き叡慮は、明治の御代に限られた
ことではなく、御歴代一貫の大御心である。皇祖皇宗の御遺訓は歴代天皇によつ
て紹述せられるのであつて、こゝに萬世一系の皇統は自然の御一系たらせられる
のみではなく、同時に御自覺の御一系たらせ給ふ有難き事實が拜せられる。故に、
欽定遊ばされた典憲は、皇祖皇宗の後裔に貽したまへる御統治の洪範の紹述とし
て、これを奉戴し、又偏へにかくの如きものとして謹解し、循行するを要する。

而してこの連綿不斷の御統治の洪範を新たに典憲として紹述遊ばされたのは、御告文に、

顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ

と仰せられてあるところにかゞはれる。國運の隆昌、臣民の懿德良能の發揚、慶福の増進を念じさせ給ふことは、「天壤無窮ノ宏謨」に循はせ給ひ、「祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシ」め給ふ所以である。而して憲法欽定の特殊なる御目的は、君臣の遵守規範を明徴にし、又臣民翼贊の道を廣め給ふところにあることが拜せ

られる。而して世局の進運、人文の發達が、この憲法御制定の機縁となつてゐる。このことも亦「夫れ大人ひじりの制のりを立つる、義ことわり必ず時に隨ふ」との御祖訓に隨はせ給うたのである。かくの如き立憲の御精神を拜して外國に於ける憲法制定の由來に思を及ぼす時、よく彼我の憲法の本質的差異を知ることが出来る。

我が憲法に祖述せられてある皇祖皇宗の御遺訓中、最も基礎的なものは、天壤無窮の神勅である。この神勅は、萬世一系の天皇の大御心であり、八百萬神の念願であると共に、一切の國民の願である。従つて知ると知らざるとに拘らず、現實に存在し規律する命法である。それは獨り將來に向つての規範たるのみならず、肇國以來の一大事實である。憲法第一條に「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのは、これを昭示し給うたものであり、第二條は皇位繼承の資格並びに順位を昭かにし給ひ、第四條前半は元首・統治權等、明治維新以來採擇せられた新しき概念を以て、第一條を更に紹述し給うたものである。天皇は統治權の

主體であらせられるのであつて、かの統治權の主體は國家であり、天皇はその機關に過ぎないといふ説の如きは、西洋國家學説の無批判的の踏襲といふ以外には何等の根據はない。天皇は、外國の所謂元首・君主・主權者・統治權者たるに止まらせられる御方ではなく、現御神として肇國以來の大義に隨つて、この國をしろしめし給ふのであつて、第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである。外國に於て見られるこれと類似の規定は、勿論かゝる深い意義に基づくものではなくして、元首の地位を法規によつて確保せんとするものに過ぎない。

天皇
御親政

尙、帝國憲法の他の規定は、すべてかくの如き御本質を有せられる天皇御統治の準則である。就中、その政體法の根本原則は、中世以降の如き御委任の政治ではなく、或は又英國流の「君臨すれども統治せず」でもなく、又は君民共治でもなく、三權分立主義でも法治主義でもなくして、一に天皇の御親政である。これ

は、肇國以來萬世一系の天皇の大御心に於ては一貫せる御統治の洪範でありながら、中世以降絶えて久しく政體法上制度化せられなかつたが、明治維新に於て復古せられ、憲法にこれを明示し給うたのである。

帝國憲法の政體法の一切は、この御親政の原則の擴充紹述に外ならぬ。例へば臣民權利義務の規定の如きも、西洋諸國に於ける自由權の制度が、主權者に對して人民の天賦の權利を擁護せんとするのとは異なり、天皇の惠撫慈養の御精神と、國民に隔てなき翼贊の機會を均しうせしめ給はんとの大御心より出づるのである。政府・裁判所・議會の鼎立の如きも、外國に於ける三權分立の如くに、統治者の權力を掣肘せんがために、その統治權者より司法權と立法權とを奪ひ、行政權のみを容認し、これを掣肘せんとするものとは異なつて、我が國に於ては、分立は統治權の分立ではなくして、親政輔翼機關の分立に過ぎず、これによつて天皇の御親政の翼贊を彌々確實ならしめんとするものである。議會の如きも、所謂民主

我が國
の法

國に於ては、名義上の主權者たる人民の代表機關であり、又君民共治の所謂君主國に於ては、君主の專横を抑制し、君民共治するための人民の代表機關である。

我が帝國議會は、全くこれと異なつて、天皇の御親政を、國民をして特殊の事項につき特殊の方法を以て、翼賛せしめ給はんがために設けられたものに外ならぬ。

我が國の法は、すべてこの典憲を基礎として成立する。個々の法典法規としては、直接御親裁によつて定まるものもあれば、天皇の御委任によつて制定せられるものもある。併しいづれも天皇の御稜威に淵源せざるものはないのである。その内容についても、これを具體化する分野及びその程度には、種々の品位階次の相違はあるが、結局に於ては、御祖訓紹述のみことのりたる典憲の具體化ならぬはない。従つて萬法は天皇の御稜威に歸する。それ故に我が國の法は、すべて我が國體の表現である。

かくて我が國の法は、御稜威の下に、臣民各自が皇運扶翼のために、まことを

盡くし、恪循する道を示されたものである。されば臣民が國憲を重んじ、國法に遵ふは、國民が眞に忠良なる臣民として生きる所以である。

經濟

經濟は、物資に關する國家生活の内容をなすものであつて、物資は、たゞに國民の生活を保つがために必要なるのみならず、皇威を發揚するがための不可缺少の條件をなすものである。従つて國の經濟力の培養は、皇國發展の一つの重要な基礎である。

されば、畏くも肇國の當初に於て、皇祖が親しく生業をさづけ給ひ、經濟即ち産業が國の大業に屬することを御示し遊ばされた。神武天皇は「苟も民に利あらば、何ぞ聖造に妨はむ」と宣ひ、更に崇神天皇は「農は天下の大本なり、民の恃みて以て生くる所なり」と仰せられ、歴代の天皇は常に億兆臣民の生業を御軫念遊ばされた。然るに久しきに亙る封建時代に於て、職業は漸次固定し、經濟は著しく硬化したために、産業の發達には見るべきものが少なかつた。江戸時代の末

に於ては、これを打開せんがため幾多の經濟學者及び經濟生活の指導者が現れた。就中、二宮尊徳の如きはその著しいものである。尊徳に於ては一圓融合の理、報徳の道を説き、勤勞・分度・推讓を主張し、これを天地の大法に合致する大道とし、皇國本源の道を示現するものとして説いた。

我が國が明治維新によつて世界列強の間に伍するや、從來の農業生産のみを以てしては、經濟力の發展を圖ることの困難なることが痛感せられた。こゝに於て明治以來屢々聖諭を下し給ひ、近代西洋の生産技術を採用し、又勤儉の重んずべきを訓誡遊ばされ、又實業教育を整へ、産業を獎勵し、以て國富の増進、臣民の慶福のために大御心を注がせ給うた。臣民も亦よく天皇の大御心を體し、官民協力、勤儉よく産を治めて、今日見るが如き國力の充實を見るに至つたのであり、その急速なる發達は、世界の驚異とするところである。

我が國民經濟は、皇國無窮の發展のための大御心に基づく大業であり、民の慶

福の倚るところのものであつて、西洋經濟學の説くが如き個人の物質的欲望を充足するための活動の聯關總和ではない。それは、國民を擧げて「むすび」の道に參じ、各人その分に従ひ、各、そのつとめを盡くすところのものである。我が國に早くより發達した農事は、地物そのものの生成を人の力によつて育成することであり、人と土とが和合して生産を營むことである。これ我が國産業の根本精神である。近代に勃興した商工業と雖も、固よりこれと同一の精神によつて營まるべきはいふまでもない。

我が國近代の經濟活動の根柢には、西洋思想の著しい浸潤があるにも拘らず、常にかゝる肇國以來の産業精神が流れてゐたと見るべきである。固より我が國民の悉くが、その經濟活動に於て常にかゝる精神を意識してゐたといふのではなく、また我が國民が、生産活動のあらゆる場合に、營利の觀念を離脱してゐたといふでもない。併し我が國の産業に従事する者の多くが、單に自己の物質的欲望の

充足に導かれるといふよりは、むしろ何よりも先づ各々の職分を守り、つとめを盡くすといふ精神によつて和合の中にその業務にいそしんで來たことは、見逃し難い事實である。さればこそ、最近に見るが如き我が産業界の世界的躍進を齎し得たのである。

「むすび」の精神を本とし、公を先にし私を後にし、分を守りつとめを盡くし、和を以て旨とする心こそ、我が國固有の産業精神であつて、それは産業界に強き力を生ぜしめ、創意を奨め、協力を齎し、著しくその能率を高め、産業全體の隆昌を來し、やがて國富を増進する所以となる。將來我が國民の經濟活動に於ては、この特有の産業精神が十分に自覺せられ、これに基づいて彌、その發展が圖られねばならぬ。かくて、經濟は道徳と一致し、利欲の産業に非ずして、道に基づく産業となり、よく國體の精華を經濟に於て發揚し得ることとなるであらう。

軍事 我が國體の顯現は、軍事についても全く同様である。古來我が國に於ては、神

の御魂を和魂・荒魂に分つてゐる。この兩面の働の相協ふところ、萬物は各々そのところに安んずると共に、彌々生成發展する。而して荒魂は、和魂と離れずして一體の働をなすものである。この働によつて天皇の御稜威にまつろはぬものを「こ」とむけやはす」ところに皇軍の使命があり、所謂神武とも稱すべき尊き武の道がある。明治天皇の詔には「祖宗以來尙武ノ國體」と仰せられてある。天皇は明治六年徵兵令を布かせられ、國民皆兵の實を擧げせさ給ひ、同十五年一月四日には、陸海軍軍人に勅諭を賜はつて、

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある
と仰せ出され、又、

朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまるらする事を得るも

得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし

と諭し給うた。この勅諭は、畏くも天威に咫尺し奉るが如く尊く拜誦せられる。まことに皇軍の使命は、御稜威をかしこみ、大御心のまに／＼よく皇國を保全し、國威を發揚するにある。我が皇軍は、この精神によつて日清・日露の戦を経て、世界大戦に参加し、大いに國威を中外に輝かし、世界列強の中に立つてよく東洋の平和を維持し、又廣く人類の福祉を維持増進するの責任ある地位に立つに至つた。

こゝに於て、我等國民は、「文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ」と仰せられた聖旨を奉體し、協心戮力・至誠奉公、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、臣民たるの本分を竭くさねばならぬ。

結 語

我等は、以上我が國體の本義とその國史に顯現する姿とを考察して來た。今や我等皇國臣民は、現下の諸問題に對して如何なる覺悟と態度とをもつべきであらうか。惟ふに、先づ努むべきは、國體の本義に基づいて諸問題の起因をなす外來文化を醇化し、新日本文化を創造するの事業である。

我が國に輸入せられた各種の外來思想は、支那・印度・歐米の民族性や歴史性に由來する點に於て、それらの國々に於ては當然のものであつたにしても、特殊な國體をもつ我が國に於ては、それが我が國情に適するか否かが先づ嚴正に批判検討せられねばならぬ。即ちこの自覺とそれに伴ふ醇化とによつて、始めて我が國として特色ある新文化の創造が期し得られる。

抑々西洋思想は、その源をギリシヤ思想に發してゐる。ギリシヤ思想は、主知的精神を基調とするものであり、合理的・客觀的・觀想的なることを特徴とする。

そこには、都市を中心として文化が創造せられ、人類史上稀に見る哲學・藝術等を遺したのであるが、末期に至つてはその思想及び生活に於て、漸次に個人主義的傾向を生じた。而してローマは、このギリシヤ思想を法律・政治その他の實際的方面に繼承し發展せしめると同時に、超國家的なキリスト教を採用した。歐米諸國の近世思想は、一面にはギリシヤ思想を復活し、中世期の宗教的壓迫と封建的專制とに反抗し、個人の解放、その自由の獲得を主張し、天國を地上に將來せんとする意圖に發足したものであり、他面には、中世期の超國家的な普遍性と眞理性とを尊重する思想を繼承し、而もこれを地上の實證に求めんとするところから出發した。これがため自然科學を發達せしめると共に、教育・學問・政治・經濟等の各方面に於て、個人主義・自由主義・合理主義を主流として、そこに世界

史的に特色ある近代文化の著しい發展を齎した。

抑、人間は現實的存在であると共に永遠なるものに連なる歴史的存在である。又、我であると同時に同胞たる存在である。即ち國民精神により歴史に基づいてその存在が規定せられる。これが人間存在の根本性格である。この具體的な國民としての存在を失はず、そのまゝ個人として存在するところに深い意義が見出される。然るに、個人主義的な人間解釋は、個人たる一面のみを抽象して、その國民性と歴史性とを無視する。従つて全體性・具體性を失ひ、人間存立の眞實を逸脱し、その理論は現實より遊離して、種々の誤つた傾向に趨る。こゝに個人主義・自由主義乃至その發展たる種々の思想の根本的な過誤がある。今や西洋諸國に於ては、この誤謬を自覺し、而してこれを超克するために種々の思想や運動が起つた。併しながら、これらも畢竟個人の單なる集合を以て團體或は階級とするか、乃至は抽象的の國家を觀念するに終るのであつて、かくの如きは誤謬に代ふるに

誤謬を以てするに止まり、決して眞實の打開解決ではない。

東洋思想
の特質

我が國に輸入せられた支那思想は、主として儒教と老莊思想とであつた。儒教は實踐的な道として優れた内容をもち、頗る價值ある教である。而して孝を以て教の根本としてゐるが、それは支那に於て家族を中心として道が立てられてゐるからである。この孝は實行的な特色をもつてゐるが、我が國の如く忠孝一本の國家的道德として完成せられてゐない。家族的道德を以て國家的道德の基礎とし、忠臣は孝子の門より出づるともいつてゐるが、支那には易姓革命・禪讓放伐が行はれてゐるから、その忠孝は歴史的・具體的な永遠の國家の道德とはなり得ない。老莊は、人爲を捨てて自然に歸り、無爲を以て化する境涯を理想とし、結局その道は文化を否定する抽象的のものとなり、具體的な歴史的基礎の上に立たずして個人主義に陥つた。その末流は所謂竹林の七賢の如く、世間を離れて孤獨を守らうとする傾向を示し、清談獨善の徒となつた。要するに儒教も老莊思想も、歴史

的に發展する具體的國家の基礎をもたざる點に於て、個人主義的傾向に陥るものといへる。併しながら、それらが我が國に攝取せられるに及んでは、個人主義的・革命的要素は脱落し、殊に儒教は我が國體に醇化せられて日本儒教の建設となり、我が國民道德の發達に寄與することが大であつた。

印度に於ける佛教は、行的・直觀的な方面もあるが、觀想的・非現實的な民族性から創造せられたものであつて、冥想的・非歴史的・超國家的なものである。然るに我が國に攝取せられるに及んでは、國民精神に醇化せられ、現實的・具體的な性格を得て、國本培養に貢獻するところが多かつたのである。

これを要するに、西洋の學問や思想の長所が分析的・知的であるに對して、東洋の學問・思想は、直觀的・行的なることを特色とする。それは民族と歴史との相違から起る必然的傾向であるが、これを我が國の精神・思想並びに生活と比較する時は、尙そこに大なる根本的の差異を認めざるを得ない。我が國は、從來支

新日本文
化の創造

那思想・印度思想等を輸入し、よくこれを攝取醇化して皇道の羽翼とし、國體に基づく独自の文化を建設し得たのである。明治維新以來、西洋文化は滔々として流入し、著しく我が國運の隆昌に貢獻するところがあつたが、その個人主義的性格は、我が國民生活の各方面に互つて種々の弊害を醸し、思想の動搖を生ずるに至つた。併しながら、今やこの西洋思想を我が國體に基づいて醇化し、以て宏大なる新日本文化を建設し、これを契機として國家的大發展をなすべき時に際會してゐる。

西洋文化の攝取醇化に當つては、先づ西洋の文物・思想の本質を究明することとを必要とする。これなくしては、國體の明徴は現實を離れた抽象的のものとなるであらう。西洋近代文化の顯著なる特色は、實證性を基とする自然科学及びその結果たる物質文化の華かな發達にある。更に精神科學の方面に於ても、その精密性と論理的組織性が見られ、特色ある文化を形成してゐる。我が國は益々これら

の諸學を輸入して、文化の向上、國家の發展を期せねばならぬ。併しながらこれらの學的體系・方法及び技術は、西洋に於ける民族・歴史・風土の特性より來る西洋独自の人生觀・世界觀によつて裏附けられてゐる。それ故に、我が國にこれを輸入するに際しては、十分この點に留意し、深くその本質を徹見し、透徹した見識の下によくその長所を採用し短所を捨てなければならぬ。

明治以來の我が國の傾向を見るに、或は傳統精神を棄てて全く西洋思想に没入したものがあり、或は歴史的な信念を維持しながら、而も西洋の學術理論に關して十分な批判を加へず、そのままこれを踏襲して二元的な思想に陥り、而もこれを意識せざるものがある。又著しく西洋思想の影響を受けた知識階級と、一般のものとは相當な思想的懸隔を來してゐる。かくて、かゝる情態から種々の困難な問題が発生した。嘗て流行した共產主義運動、或は最近に於ける天皇機關說の問題の如きが、往々にして一部の學者・知識階級の問題であつた如きは、よくこの

間の消息を物語つてゐる。今や共産主義は衰頹し、機關説が打破せられたやうに見えても、それはまだ決して根本的に解決せられてはゐない。各方面に於ける西洋思想の本質の究明とその國體による醇化とが、今一段の進展を見ざる限り、眞の成果を擧げる事は困難であらう。

惟ふに西洋の思想・學問について、一般に極端なるもの、例へば共産主義・無政府主義の如きは、何人も容易に我が國體と相容れぬものであることに氣づくのであるが、極端ならざるもの、例へば民主主義・自由主義等については、果してそれが我が國體と合致するや否やについては多くの注意を拂はない。抑、如何にして近代西洋思想が民主主義・社會主義・共産主義・無政府主義等を生んだかを考察するに、先に述べた如く、そこにはすべての思想の基礎となつてゐる歴史的背景があり、而もその根柢には個人主義的人生觀があることを知るのである。西洋近代文化の根本性格は、個人を以て絶對獨立自存の存在とし、一切の文化はこ

の個人の充實に存し、個人が一切價値の創造者・決定者であるとするところにある。従つて個人の主觀的思考を重んじ、個人の腦裡に描くところの觀念によつてのみ國家を考へ、諸般の制度を企畫し、理論を構成せんとする。かくして作られた西洋の國家學說・政治思想は、多くは、國家を以て、個人を生み、個人を超えた主體的な存在とせず、個人の利益保護、幸福増進の手段と考へ、自由・平等・獨立の個人を中心とする生活原理の表現となつた。従つて、恣な自由解放のみを求め、奉仕といふ道德的自由を忘れた謬れる自由主義や民主主義が発生した。而してこの個人主義とこれに伴ふ抽象的思想の發展するところ、必然に具體的・歴史的な國家生活は抽象的論理の蔭に見失はれ、いづれの國家も國民も一樣に國家一般乃至人間一般として考へられ、具體的な各國家及びその特性よりも、寧ろ世界一體の國際社會、世界全體に通ずる普遍的理論の如きものが重んぜられ、遂には國際法が國法よりも高次の規範であり、高き價値をもち、國法は寧ろこれに従

屬するものとするが如き誤つた考すら發生するに至るのである。

個人の自由なる營利活動の結果に對して、國家の繁榮を期待するところに、西洋に於ける近代自由主義經濟の濫觴がある。西洋に發達した近代の産業組織が我が國に輸入せられた場合も、國利民福といふ精神が強く人心を支配してゐた間は、個人の潑刺たる自由活動は著しく國富の増進に寄與し得たのであるけれども、その後、個人主義・自由主義思想の普及と共に、漸く經濟運営に於て利己主義が公然正當化せられるが如き傾向を馴致するに至つた。この傾向は貧富の懸隔の問題を發生せしめ、遂に階級的對立闘争の思想を生ぜしめる原因となつたが、更に共產主義の侵入するや、經濟を以て政治・道德その他百般の文化の根本と見ると共に、階級闘争を通じてのみ理想的社會を實現し得ると考ふるが如き妄想を生ぜしめた。利己主義や階級闘争が我が國體に反することは説くまでもない。皇運扶翼の精神の下に、國民各々が進んで生業に競ひ勵み、各人の活動が統一せられ、秩序

づけられるところに於てこそ、國利と民福とは一如となつて、健全なる國民經濟が進展し得るのである。

教育についても亦同様である。明治維新以後、我が國は進歩した歐米諸國の教育を參酌して、教育制度・教授内容等の整備に努め、又自然科学はもとより精神諸科學の方面に於ても大いに西洋の學術を輸入し、以て我が國學問の進歩と國民教育の普及とを圖つて來た。五箇條の御誓文を奉體して舊來の陋習を破り、智識を世界に求めた進取の精神は、この方面にも亦長足の進歩を促し、その成果は極めて大なるものがあつた。併しそれと同時に個人主義思想の浸潤によつて、學問も教育も動もすれば普遍的眞理といふが如き、抽象的なもののみを目標として、理智のみの世界、歴史と具體的生活とを離れた世界に趨らんとし、智育も德育も知らず識らず抽象化せられた人間の自由、個人の完成を目的とする傾向を生ずるに至つた。それと同時に又それらの學問・教育が、分化し専門化して漸く綜合統

一を缺き、具體性を失ふに至つた。この傾向を是正するには、我が國教育の淵源たる國體の眞義を明らかにし、個人主義思想と抽象的思考との清算に努力するの外はない。

かくの如く、教育・學問・政治・經濟等の諸分野に互つて浸潤してゐる西洋近代思想の歸するところは、結局個人主義である。而して個人主義文化が個人の價値を自覺せしめ、個人能力の發揚を促したことは、その功績といはねばならぬ。

併しながら西洋の現實が示す如く、個人主義は、畢竟個人と個人、乃至は階級間の對立を惹起せしめ、國家生活・社會生活の中に幾多の問題と動搖とを醸成せしめる。今や西洋に於ても、個人主義を是正するため幾多の運動が現れてゐる。所謂市民的個人主義に對する階級的個人主義たる社會主義・共產主義もこれであり、又國家主義・民族主義たる最近の所謂ファッショ・ナチス等の思想・運動もこれである。

我等の
使命

併し我が國に於て眞に個人主義の齎した缺陷を是正し、その行詰りを打開するには、西洋の社會主義乃至抽象的全體主義等をそのまま輸入して、その思想・企畫を摸倣せんとしたり、或は機械的に西洋文化を排除することを以てしては全く不可能である。

今や我が國民の使命は、國體を基として西洋文化を攝取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢獻するにある。我が國は夙に支那・印度の文化を輸入し、而もよく獨自な創造と發展とをなし遂げた。これ正に我が國體の深遠宏大の致すところであつて、これを承け繼ぐ國民の歴史的使命はまことに重大である。現下國體明徴の聲は極めて高いのであるが、それは必ず西洋の思想・文化の醇化を契機としてなさるべきであつて、これなくしては國體の明徴は現實と遊離する抽象的のものとなり易い。即ち西洋思想の攝取醇化と國體の明徴とは相離るべからざる關係にある。

世界文化に對する過去の日本人の態度は、自主的にして而も包容的であつた。我等が世界に貢獻することは、たゞ日本人たるの道を彌々發揮することによつてのみなされる。國民は、國家の大本としての不易な國體と、古今に一貫し中外に施して悖らざる皇國の道とによつて、維れ新たなる日本を益々生成發展せしめ、以て彌々天壤無窮の皇運を扶翼し奉らねばならぬ。これ、我等國民の使命である。

昭和十二年三月二十五日印刷
昭和十二年三月三十日發行

文
部
省

과2L13

